

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成20年6月18日(水曜日)
午前9時30分～午後5時56分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒山光広委員長 高木法生副委員長
竹岡昌治委員 安富法明委員
南口彰夫委員 田邊諄祐委員
山中佳子委員 三好睦子委員
岡山隆委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之局長 佐伯瑞絵係長
佐々木昭治係長 田畑幸枝企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司市長 林 繁美総務部長
波佐間 敏 総務部次長 田辺 剛 総務部財政課長
篠田恵司 総務部税務課長 石田淳司 総務部収納対策課長
斉藤 寛 総務部管理課長 兼重 勇 総合政策部長
佐々木郁夫 総合政策部企画政策課長 古屋勝美 総合政策部地域情報課長
坂本文男 美東総合支所長 小田村治久 秋芳総合支所長
藤澤和昭 病院事業局経営管理課長 篠田洋司 病院事務部事務長
善久俊和 病院事務部事務長 矢田部繁範 上下水道課長
井上真智子 監査事務局長 久保 毅 会計管理者

午前9時30分開会

委員長（荒山光広君） おはようございます。只今より総務企業委員会を開会いたしますけども、審査に入ります前に新しい美祢市になりまして、総務企業委員会初めての委員会でございます。私も委員長として大役を仰せつかりましたけどなかなか不慣れな部分がございます。委員の皆さんのご協力をいただきまして、慎重審査よろしく願いいたします。

それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました議案13件につきまして審査いたします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

市長さん、何かございませんか。

市長（村田弘司君） よろしく願いいたします。それと委員会でございますので委員さん方のご議論の場でございます。なるべく私の方はしゃべりたくても発言は控えさせていただきたい。部長、課長なりにご質問があればお答えを申し上げるといふ形をとりたいと思います。よろしくお願い致します。

委員長（荒山光広君） 議長さん、何かございませんか。

議長（秋山哲朗君） ありません、よろしくお願い致します。

委員長（荒山光広君） それではこれより審査を始めます。

委員（南口彰夫君） 今委員長が言われたように新しい新市が始まって、新しい総務企業の委員会の始まりなので、ちょっと委員長にお尋ねしたいんですが、この間少なくとも私が議員になって以来、地方自治法がここ数年間急速に大きく変わってきている。特に議会の権限の、議員の権限、それから常任委員会では予算を伴わない議案提案もできるようになって来ている。私が議会に出て以来議会開会する際に、これは30数年前からの慣例ですから、開会する際に必ず市長さん何か、そのあとに議長さん、これはどういう趣旨で問うのか委員会運営をするにあたってどういう意味があつて問われるのか、そこをまず説明していただけませんか。

委員長（荒山光広君） それこそ私も議員になって6年目ですけど、今まで委員会の中でやってこられたのでそういう形だろうと思いますけど、委員会に対しての市長さんの本会議からこれまでの何か変わったことがあればご報告なり、議長さんの本会議からこれまでに変わったことがあればその報告なりといった趣旨ではないかなと私自身は考えております。

委員（南口彰夫君） 私が、過去の地方自治法や会議規則、美祢市に限らず全国的

に市町村議会の規則の前提というのが、地方自治法が昭和22年にできて以来、地方自治体が急速に復旧する中で議会というものがよくわからないということの中に運営が右往左往するということが、非常に議長の権限、権能が強かった時代があるんです。その後地方自治法に限らず地方自治に関する住民の意識や議員の意識が非常に高くなってきている。ほぼ美祢市でもそうなんですが、議長の権限で勝手に議事を委員会をどうこうするということがありえんことなんですね、ですからあくまでも委員会運営の公平性を市長や議長が内々に相談をして委員会を意図するような運営を示唆するように受け取られるような悪い習慣はこの際止めた方がいいのではないかと思います。もともと悪い習慣から始まっているんです。歴史的には、だからこの際あれば、委員会の中で委員会を始める前にもし何らかの、今言われるように本会議場でしかも審議する内容は本会議で議決された委員会付託の議案ですから、それと委員会独自の先程申した地方自治法に定めた議案提案権を行使するにしても独自の研究、勉強テーマをやっていくわけですから、当然求めるなら委員会を始める際に求めるなら当然議長も市長も含めながら委員の皆さん全体に同意を求めるということが一番公平性を保った委員会運営になっていくのではないかと思います。一言意見を伝えておきます。

委員長（荒山光広君） 貴重なご意見ありがとうございました。十分検討させていただきます。それではこれより審査を始めます。

議案第1号平成20年度美祢市一般会計予算の本委員会所管事項について審査いたします。本案につきましては、先の本会議で提案説明がりましたが、新規事業、また主な事業等、特に補足する必要があるありましたら執行部より説明をお願いいたします。はい、議会事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） それでは最初に歳出の議会費よりご説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書、126ページをご覧いただきたいと思います。議会費、本年度予算額は1億7,675万6,000円を計上しております。右側の説明欄002議員人件費につきましては、合併前議員数35名でしたが、新市におきまして26名分を計上しております。1枚めくっていただきまして、右側129ページ、上から6行目会派政務調査費交付金128万7,000円を計上しております。内訳は1箇月4,500円の11箇月26名分でございます。議会費につきましては以上でございます。

委員長（荒山光広君） 波佐間総務部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） 引き続きまして、総務費でございますけれど、129ページ、129ページの総務管理費・一般管理費におきまして、特別職のPerson費並びに一般職員Person費を計上しております。この明細につきましては、341ページに給与費明細書を掲げております。上段に特別職、下段の方に一般職ありますけれど、本年度の欄、それから前年度の欄、旧一市二町の関係でございますので直接対比ができないということで掲げておりませんが、特別職においては旧一市二町での市長、町長等の特別職、これにつきましては7名当初予算に計上しておりましたが、新市になりまして市長、副市長の特別職を計上するというので、前年当初は8,100万程度ありましたが、新市になりまして2,601万5,000円というものの特別職の給与を計上しております。下段の方の一般職の方でございますけれど、こちらも同様に前年度の欄は空欄となっておりますけれど、新市になりまして、衛生組合、消防組合等一般会計の職員として組み入れたこととなっております。同様な職員の範囲で比較しますと本年度は393人となっておりますけれど、前年度は397人ということで4名の減員ということになっております。一般職の職員の職員給の総合計は3億7,712万4,000円というふうになっております。また総務費の方にお戻りいただきまして、130ページ、131ページになりますけれど、004番総務管理費におきましては、特別職報酬審議会等それぞれ市長が諮問する機関等への報酬を掲げております。その他につきましては通常の経費となっております。ページをめくっていただきまして、132ページ、133ページでございますけれど、008番に功労者表彰関連経費というのがあります。本議会において議案として計上しております、新しく美祢市表彰条例、このたび議案として出してありますけれど、それに関連した経費でございます。

委員長（荒山光広君） 佐々木政策企画課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 続きまして、009ですけれども、男女共同参画推進事業でございます。今回の議会で条例の議案を審議会に関する議案を上程させていただいております。合併に伴って改めて審議会を設置することにしております。審議会の委員報酬以下でございます。続きまして135ページでございます。010でございますが、国際交流推進事業といたしまして、特に業務委託料といたしまして、70万をお願いしております。これは合併いたしまして1周年

を記念してその折に友好都市訪問団を受け入れる計画をしております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） 続きまして011番、防災対策関連経費でございます。これは新市になりまして新しく地域防災計画策定をしなくてはいけないということで、旧一市二町でそれぞれ防災計画策定してましたけれど、本年度に地域防災計画を策定するというので595万計上しているものでございます。以上です。

委員長（荒山光広君） 古屋地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 136ページ、137ページをお開きいただきたいと思います。137ページの014の電算管理経費でございます。税システムや住民登録等の住民情報に係る電算システムと庁内の財務システムに係る経費9,439万8,000円を計上しております。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 137ページ、015ご覧いただきます。新市発足記念事業でございます。新市発足の1周年を記念いたします式典を開催をする予定としております。これに関連する経費でございます。開催するまでに市章・市民憲章等そういうものを決める段取りをしております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 続きまして文書広報費、001番でございます。広報作成経費830万1,000円を計上しておりますが、これは市報1万1,000部の作成に関わる経費でございます。

委員長（荒山光広君） 田辺財政課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） 138ページ、139ページをご覧いただきたいと思います。3目、財政管理費の中の139ページの説明欄の財政管理経費、これの一番下の行で地方公営企業等金融機構出資金、これに260万円を計上しております。これは公営企業金融公庫が平成20年10月1日に廃止されることに伴いまして、その機能の手続き、住民生活に必要な不可欠な事業に必要な長期低利な資金を安定的に供給するために新たに地方公共団体が共同して地方公営企業等金融機構を設立することになっております。その資本金額、全部で166億円でございます

が、これを標準財政規模及び貸付残高に応じて出資するというものでございます。
以上です。

委員長（荒山光広君） 久保会計管理者。

会計管理者（久保 毅君） ページが138ページになってます。通常の経常経費のみ計上しております。印刷製本費については決算書を作成ということで、旧一市二町の決算書及び新市になりました3月までの決算書を印刷を計画しております。
以上です。

委員長（荒山光広君） 佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 続きまして、141ページでございます。001の方、企画経費でございます。今年と来年で美祢市総合計画を策定することにいたしております。これに関連しまして総合計画策定業務委託料として680万円を計上いたしております。策定作業は20年度、21年度の2年間でございます。20年度680万、21年度は620万を計上いたしております。経費といたしましては1,300万円をお願いしております、620万円につきましては債務負担行為としております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 143ページをお開きいただきたいと思っております。これの003番生活バス路線対策事業でございます。乗合バス支援事業補助金といたしまして9,781万5,000円を計上しております。これはバス事業者6社への運行経費の赤字補てんとなっておりますのでございます。ミニバス等地域密着型交通網計画策定負担金でございますが、本年度この計画を10社にすることにしております。250万円を計上しております。次に004番告知放送運営費でございます。843万3,000円を計上しておりますが、これは旧美東町の山口ケーブルを使いましての告知放送に係る経費でございます。続きまして、005番情報通信システム管理費でございます。613万4,000円を計上しておりますが、これは旧秋芳町の有線放送に係る経費でございます。007番MYT運営事業費8,927万8,000円でございますが、これは美祢の有線テレビのMYTの運営に係る事業でございます。それから008番有線テレビ高度情報化整備事業でございますが、平成19年、平成20年の2箇年で整備しております現在のテレビの高度化を図る事業費として6億8,180万5,000円を計上してるところ

であります。続きまして145ページをお開きいただきたいと思います。009番コミュニティ活動推進事業でございますが、嘱託員報酬3,118万2,000円、区集会所建設補助金として546万8,000円を計上しております。これは新市の集会所等における補助金でございます、新築については150万、改修については50万円を限度にして補助金を交付しておるものでございますが、ちなみに美祢市では7箇所、美東町では2箇所、これはいずれも新築でございますが、2箇所計上しております。秋芳町については5箇所の計14箇所を計上しております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、坂本美東総合支所長。

美東総合支所長（坂本文男君） ページ144、145でございます。支所及び出張所費でございます。支所につきましては、秋芳・美東2箇所分、出張所につきましては9箇所の運営費、庁舎等の管理費を計上しておるものでございます。145ページの001支所費、それから147ページに002で出張所費をそれぞれ計上しております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） それでは147ページでございます。活性化対策費でございます。002地域活性化対策事業215万円を計上しております。これは社会復帰促進センターの対応に関わる経費でございます。普通旅費と消耗品、印刷製本費となっております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 同じく002でございます。その中に中山間地域重点プロジェクト推進事業補助金というものがございます。これは18年度から3箇年で計画をいたしております秋吉台ワイナリー開発事業でございます。続きまして、その次の003でございます。人口定住促進事業でございます。特に土地開発公社の造成事業補助金といたしまして4,523万9,000円ほど計上いたしております。美祢住宅団地3,494万6,000円、美東関係901万5,000円、秋芳関係が127万8,000円、主に利子補給でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 149ページ005でございます。豊田

前地区活性化対策事業でございますが、33万9,000円計上しておりますが、地域の防犯灯の76基の電気代でございます。

委員長（荒山光広君） 佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 同じく149ページ、001ふるさと創生事業費でございます。これは人材育成ということで市内の青少年の海外派遣研修事業を行っております。その旅費の一部の補助ということで281万3,000円を計上いたしております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 続きまして、徴税費の説明をさせていただきます。同じく148ページ、149ページでございます。001一般職員人件費税務課職員収納対策課職員合わせて20名の人件費でございます。1ページめくっていただきたいと思います。賦課徴収費、001賦課経費、同じく002徴収経費、賦課徴収に係る経費の計上でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） 154ページ、155ページお願いいたします。総務費の中の選挙費でございます。ページめくっていただきまして3目の市長選挙及び市議会議員選挙、4月27日に執行した経費、4目といたしまして7月6日に執行予定の農業委員会選挙費、ページめくっていただきまして、5目といたしまして8月3日に執行予定の県知事選挙の経費、それぞれ所要の軽費を計上いたしております。

委員長（荒山光広君） はい、田辺課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） それでは330、331ページをご覧くださいと思います。公債費でございますが、元金といたしまして24億8,538万3,000円を計上いたしております。地方債の利子といたしまして3億6,955万3,000円を計上しております。以上です。

委員長（荒山光広君） 篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 続きまして歳入のご説明をいたしたいと思っております。4ページをお開きくださいませ。市税総額34億840万5,000円となっております。市民税をはじめ各税につきましては合併前の一市二町の平成17年度及び平成18年度決算並びに平成19年度決算見込みをもとに予算編成をしております。

ます。最初に市民税13億3,938万5,000円、固定資産税16億5,059万7,000円、軽自動車税7,700万7,000円、市たばこ税1億6,821万7,000円、鉱産税6,044万2,000円、入湯税150万円、都市計画税1億1,125万7,000円でございます。内訳についてご説明申し上げます。82ページをお開きくださいませ。個人市民税、現年度課税分10億4,525万9,000円、均等割4,125万9,000円、均等割の対象人数1万4,034人を見込んでおります。収納率98%の見込みでございます。所得割10億400万円、対象人数1万2,115人を見込んでおります。滞納繰越分については、収納対策課長がご説明申し上げますので、私の方からは現年課税分のみを説明させていただきます。法人市民税、現年課税分2億8,401万7,000円、均等割7,665万3,000円、これは1号法人から9号法人まで652社の均等割額の合計より合併前の二つ以上の人にまたがっていた法人に関しまして合併によりまして減額となりますので、その分を差し引いております。法人税割2億736万4,000円、次に固定資産税、現年課税額16億2,009万6,000円、家屋7億2,095万7,000円、償却資産5億1,157万3,000円、土地3億8,756万6,000円、これは日本郵政公社が民営化されまして課税対象となりましたので本年度より課税の対象となっております。引き続きまして、国有資産等所在市町村交付金及び納付金、現年度課税分1,573万7,000円、主に県関係の施設でございまして、各県立高校、警察署、畜産試験場などが対象となっております。次に軽自動車税、現年課税分7,592万3,000円、原付1種ほか1万7,925台見込んでおります。1ページめくっていただきたいと思えます。市たばこ税、現年課税分1億6,821万7,000円、旧3級及び一般の5,171万5,000本余りを見込んでおります。鉱産税、現年課税分6,044万2,000円、石灰石、珪石、大理石、計1,730万3,000トンを見込んでおります。入湯税、現年課税分150万円、一人150円で1万人を見込んでおります。都市計画税、1億1,009万3,000円、これにつきましては、旧美東・秋芳には課税はございませんでしたが、旧美祢市において課税がなされております。この税につきましては、都市計画区域のうちの農用地区域を除いた区域で、都市計画法に規定する用途区域及び公共下水の共用開始のあった区域が課税対象となっております。税率は0.3%でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、石田収納対策課長。

総務部収納対策課長（石田淳司君） 82ページから、85ページをお開きください。まず83ページの中に2目滞納繰越分が、税目から申しますと、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税が記載があります。それから84ページには都市計画税があります。それぞれ滞納繰越分ということで計上してありますが、これにつきましては19年度収入未済額の決算見込額に収納率を乗じて得た額を計上させていただいております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、篠田課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 84ページをお開きくださいませ。国及び県よりの譲与税及び交付金でございます。最初に自動車重量譲与税1億6,090万円でございます。1ページお開きくださいませ。地方道路譲与税5,540万円でございます。県からの利子割交付金1,250万円でございます。配当割交付金1,420万円、株式等譲渡所得割交付金でございます900万円、地方消費税交付金でございます2億6,500万円、1ページお開きくださいませ。ゴルフ場利用税交付金でございます3,890万円でございます。自動車取得税交付金1億2,220万円でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、田辺財政課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） 続きまして、地方特例交付金3,048万8,000円計上しております。9款2項特別交付金でございます350万2,000円、それから10款の地方交付税でございますが、普通交付税を58億円、それから特別交付税を10億5,000万円計上しております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 91ページ、分担金及び負担金でございますが、総務管理費分担金125万9,000円を計上しております。これは告知放送の分担金、美東町の分担金3万5,000円と情報施設整備事業分担金、これはMYTの加入分担金1万200円の120戸分を想定した金額でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、田辺財政課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） 114ページ、115ページをご覧いただきたいと思っております。18款繰入金、2項基金繰入金でございます。基金からの繰入金とい

たしまして、財政調整基金繰入金 2 億 1,092 万 8,000 円、ゆたかなまちづくり基金繰入金 1 億円、減債基金繰入金 5,000 万円、職員退職手当基金繰入金 5,000 万円、合計 4 億 1,092 万 8,000 円を計上しております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、田辺財政課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） それでは 122 ページ、123 ページをご覧くださいと思います。21 款、市債でございますが、1 目総務債の中で地方公営企業等金融機構一般会計出資債ということで 230 万円を計上しております。これは歳出の方で説明がありました地方公営企業等金融機構への出資金の 9 割を市債で賄うというものでございます。これは交付税で措置されるということになっております。続きまして 124 ページ、125 ページでございます。12 目臨時財政対策債、これに 4 億 3,680 万円を計上しております。それから 13 目借換債、2 億 8,280 万円を計上しております。この借換債でございますが、これは地方財政の健全化を図るために平成 19 年から 21 年までの臨時特例措置といたしまして、平成 4 年までに借入た金利 5% 以上のものにつきまして補償金が免除となりますので、これの繰上償還を行い、これに伴いまして借換えを行うというものでございます。平成 20 年度につきましては金利 5% 以上のうち 6% 以上、7% 未満で借入たものを対象としております。以上です。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。なお、発言をされる場合にはマイクをお持ちのうえお願いいたします。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 都市計画税のことですが、秋芳・美東は初めてのことで、先程説明がありましたが、よくわからないので詳しくお願いいたします。

委員長（荒山光広君） 篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 実はこれが旧美祢市におけるところの都市計画の指定区域でございます。主に市街地を中心として区域が指定されております。旧美東・旧秋芳においても指定はあったかと思いますが、税としては課税されておりました。この指定のある区域の家屋、土地、それに課税がされておまして、それ以外に公共下水が開始された区域、これの地番指定がされますので、その地番について課税対象となるわけでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 三好委員よろしいですか。

委員（三好睦子君） 美東でも指定区域があったということですが、後程詳しく担当の方に伺いに行きますので今日はいいです。今回は。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 都市計画区域の指定、そのものに根拠がどうだったのかは10年前かな、私が議員を浪人する前に直前に都市計画区域の指定についての根拠を説明せと言うたら、その根拠は都市計画区域審議会か、そこで審議をして決めよると、極めて不当じゃないかと言う意見を述べた。具体的に言えば、こっから316号に上って行ったら、於福の道の駅、丁度重安から於福に入るところなんです、右側に行ったら石入になるんです。左に行ったら選挙カーがよく入る於福の下の方で、日本カルシュームという会社があるんですけど、そのあたりからまっすぐ行ったら右側に畑や雑種地がたくさんあるんですね。そこで以前私社会勉強と世界と日本経済と美祿市の在り方について考えるためにテントを三つほど張って商いの勉強をしておりました。しっかり勉強させてもらう時に、ここの土地を早い話が使えと、地料は二束三文の固定資産税でいいからということで土地を借りて、ところが了解を得て税務課に来て、地料を払わんにゃいけないのでというので土地の課税額を見てびっくりしたんです。この辺とほとんど変わらんのですいいね。なんでこうなるんかと聞いたら都市計画区域に指定されてるから、都市計画区域に指定されてると言っても下水道はおろか水道も通ってない。なんで都市計画区域になるんかと聞いたら、しまいに執行部がふにゃふにゃ言うて、その時にまええかと言うて終わってしもうた。だからこの際、当然一市二町で広域になるので、都市計画区域というものについて一度整理していただいて、見直しが必要であるならば審議会を通じて、審議会は今ない状態になっちょるんかいね、ですからその辺のところをきちっと整理をしていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。担当課誰でもいい。

委員長（荒山光広君） 執行部どなたか。はい、林総務部長。

総務部長（林 繁美君） 只今の南口委員さんのご質問ですが、都市計画区域に関わるということでございます。同じくこの度の6月議会に条例制定ということで、都市計画審議会の設置の条例を上程しております。この条例によりまして設置ができれば審議会の中で含めて検討としていくようにしたいと思っております。よ

うするに基本的な都市計画区域とは何ぞやというところからやっぱりきちっと整理していく必要があるのではないかとと思います。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今回の答弁からいくと、今までは今までで過去で一度精算をして、都市計画地域の選定の規定を今一度議論をし直して、必要であれば当然そこに都市計画じゃから、国の都市計画法に基づいて何らかんだというて於福のあそこは何十年と経っても指定だけしちよって水道も今も通ちよらん。そのこのそうすることの意味があるのかないのか含めて、地域指定を見直すということを前提に検討もするということであえんじゃるか。

委員長（荒山光広君） はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） 今回の南口委員のご質問では今までの都市計画区域をリセットすると言われましたけど、これはリセットは不可能と思います。むしろ見直しといった方が正しいのではないかとと思います。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 予算書の13ページ、若しくは先程説明がありました、説明書の124ページなんですけど、借換債の話がありました、それで本会議でもちょっと質疑をさせていただいたんですが、6%から7%のものをですね借り換えられるよということなんですけど、珍しく行政の評価といいですか、ようするに借り換えることによって数字が出てくるものなんですよ。ですからもう少し答弁の中でこれによって年間どれぐらいの効果を期待しておるぐらいなきちんとした答弁ができないもんだらうかというふうに思います。市民の方もですね、よくわかるそういうふうに私は考えます。それからですね、114ページなんですけど、基金の取り崩しが4億1,000万出てまいります。その下にですね繰越金が項目だけカクロがとってあります。基金の取り崩しからすると繰越金この程度のもの出るんじゃないかというふうな気がします。財源が乏しい、基金が乏しい中で、現時点で繰越金の額がある程度分かればお示しを願えたらというふうに思います。

それから138ページに総務管理費の中に会計管理費、手数料695万9,000円、これはどのような性格のものかお示してください。次に153ページ、徴税費ですが、最後に4,107万ですか、過誤納金還付金及び加算金というのがござい

ます。これは徴税にあたってのミスというところとちょっと語弊があるのかもしれませんが、手違いによる還付がこれだけもあるのかどうか、ちょっと勘違いかもしれませんがお示しを願えたらというふうに思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） それでは先ず初めに安富委員のご質問の借換債の関係についてでございますけれども、124ページ、125ページに記載がありますように公営住宅建設事業債借換債、学校教育施設等整備事業債借換債というように昭和60年から平成2年の間にそれぞれ起債を起こしたものについて、その当時金利が6%を超えていたという借入でございますけれども、現在の市場金利等から借入利率が概ね2%程度ということが予測されますので、現時点との借り換えることによりまして約4%以上の利差が生じるという見込みでございます。それで本年に限ってこの一般会計で本年度分限って試算してみますと、約1,100万円程度の利差は生じる、公債費の利子の減少は見込めるというふうに考えております。この公営住宅並びに学校教育施設等につきましては約30年程度の償還期間があると思っておりますけれども、今後まだ10年程度はそれぞれ償還期間残っております。従いまして累計しますと1億円以上の利子の軽減が図れるというふうに考えております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、田辺課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） 2点目のご質問でございます。114ページの繰越金、これがどの程度になる見込みであるかというご質問だったと思いますが、これが現在のところ約2億2,000万円程度になるのではないかと考えております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、久保会計管理者。

会計管理者（久保 毅君） 会計管理費の手数料についてですが、その金額と主なものは口座振込の手数料が451万1,000円と、収入に係る市税等口座振替手数料157万8,000円で、1件10円で算出をしております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、石田課長。

総務部収納対策課長（石田淳司君） 153ページ、過誤納金還付金及び加算金についてご説明させていただきます。これは例えば個人市民税でありましたら修正申告に基づきまして過年度分を還付するというような場合もありますし、法人市民税

の場合1年間の決算月によりまして、半年ごとに予定納税、それから決算納税とされます。年度またいだ場合は収入還付というわけにはいきませんので、予算還付ということになるかと思しますので、この4,107万円を計上してるということでございます。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） はい、わかりました。それでですね、一番最初の件なんです、市長よくですね、合併の効果もそうなんです、最初の経費で最大の効果をとということでございます。よく言われるのが、職員の皆さんのですね給料カットするようなことまではやらずと、一生懸命やる気を出させるといいますか、それに見合う仕事をしていただくというようなことをおっしゃったようにも記憶しております。もう少しですね、私こういうことを申し上げるのはなぜかという、最初から本会議で質疑をさせていただいた時に今のような答弁が欲しい。もう少し自分たちの仕事がきちんとできた時にはきちんとアピールできる、だからこういうふうな場合でなくても、例えば今年度予算は昨年比べてですね、昨年は合併してますからあれとしましてもですね、同じ経費でもこういうことをすることによって私のところの課はこういうふうな効果が見込めるとか、あるいはですねこういう改善したから経費がこれだけは見込める、節減ができるというぐらいな答弁がですね入ってくるとですね非常にわかりやすいし、市長の言われることが市民にとっても理解しやすいとこういうことを思います。ですから是非ですねそういうふうしても考慮願えたらと、考えていただけたらというふうに私は思います。終わります。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 安富委員、どうも執行部に変わりました、一生懸命やってることをPRしていただきましてありがとうございました。職員の対費用効果ということで一生懸命仕事をしております。そのことを市民の方に知っていただくということもやはり大事だと思いますし、ご理解をしていただくために我々もそれをちゃんとお伝えするということもこれからしていきたいと思っております。以上です。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 4ページ、5ページの歳入ですが、市長は新市基本計画に基づき行政を行うと言われておりますが、新市基本計画というのは合併協でいただき

ましたこの資料でよろしいですかね。これによりますと5ページの地方交付税なんですけど、72億4,762万4,000円の地方交付税になっております。これは臨時財政対策費が含まれてると思うんですが、今回68億5,000万円ということですが、4億近い差というのはどういうふうになっているんでしょうか。それから地方債、市債でこの計画では新市基本計画では9億2,056万7,000円であるけれども、予算額は15億3,880万円と6億以上増えております。この辺のところの計画でこのまま行って早い時期に財政再建できるのだろうかという懸念がありますが、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） 山中委員の最初のご質問ですけれど、新市基本計画の財政計画上の交付税の額が72億ですかね、その中に先程委員さんが言われたように臨時財政特例債含むということでございます。市債の、先程財政課長が申しました124ページ、125ページに臨時財政対策債4億3,680万円計上しております。これと地方交付税88ページ、89ページに記載しております68億5,000万円、これを合わせたものが72億超えると思いますけれども、その財政計画と同じ比較になろうと思います。財政計画より若干多めの予算計上となっておりますというふうに思います。以上です。

委員長（荒山光広君） 山中委員よろしいですか。市債の件は。はい、波佐間部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） 市債の方の財政計画は9億台ということで、本年度の当初予算は15億ですけれど、先程の臨時財政対策債を逆に引きますと11億ということになります。それから更に先程安富委員からご質問がありました借換債、これは財政計画上は計上しておりませんし、制度もその当時まだできておりませんでした。この借換債が財政課長が申しましたように平成19年度から21年度の特例措置ということで国が制度を設けたということで、財政計画策定時にはこの借換債という制度がなかったものですから、その部分は財政計画には反映されていないということで、本年度の当初予算に掲げております起債につきましても財政計画と逸脱したものではないというふうに考えております。以上です。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。はい田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 固定資産税と鉱産税についてちょっとお聞きしたいのですが、まず鉱産税からお聞きしたいのですが、6,044万2,000円というのは、先程執行部の説明では、だいたい1,730万トンですか、で6,044万2,000円あるんだということですが、石灰石はだいたい3円50銭ぐらいではないかと思えますけど、現在どのくらいになっているのでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、篠田課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 石灰石につきましてはトン当たり350円、採掘予定トン数でございますが、1,718万3,800トン当たりを予定しております、税率は0.01%でございます。珪石につきましては、トン当たり320円、7万8,012トン予定しております税率は同じく0.01%、大理石につきましては、トン当たり170円、4万1,178トン予定しております、税率は0.7%でございます。

委員（田邊諄祐君） 今、350円と言われたけど多分トン当たり3円50銭だと思います。この鉱産税が多分20年から30年ぐらい変わってないと思うんですよ。その辺は今すぐ返事ができなくても結構ですので、後から返事をお願いしたいと思います。それから次に固定資産税ですけど(発言するものあり)鉱産税の単価です、ねトン当たり。もう一つは固定資産税ですけど、美祢市には大手の鉱山会社が、石灰石の場合は、宇部興産、住友大阪セメント、小野田セメント、3社あるわけですけど、固定資産税はどのくらい納めておられるか、各会社でその辺もわかりましたら今すぐでなくても結構ですので、この終わるまでにいくらぐらい払ってるのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

委員長（荒山光広君） はい、篠田課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 今の件につきまして早急に調査しまして後程お答えしたいと思います。

委員長（荒山光広君） その他質疑ございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） このたびの予算書の中で議員報酬が上がって、合併前は28万だったと思います。それが30万になってます。市長等の報酬についても金額ははっきり覚えておりませんが、上がっていました。合併して特別職の報酬が上がるということは、財政規模が大きくなったといっても、財政が豊かになったわけではなく考えるべきではありませんか。基準としては合併前に戻すべきではありません

かと思いますが、いかかでしょうか。

委員長（荒山光広君） その間に先程の田邊委員の質問の回答ですけど、それぞれの事業所の関係もございますので、答えられる範囲で結構でございますので、よろしくをお願いします。はい、波佐間部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） はい、三好委員のご質問にお答えいたしたいと思えます。特別職等、議員等の報酬につきましてでございますけれども、市長、副市長特別職の新市の報酬につきましては、合併前に美祢市の特別職報酬等審議会におきまして諮問し、回答をいただき、それを合併協に報告し、審議していただきまして、確認していただきましたが、旧来の美祢市の市長、副市長の報酬より新市の報酬はそれぞれ引き下げております。それから議員等の報酬につきましても一市二町それぞれ差があったものを美祢市に合わせるということで基本的に合意いただいておりますけれども、それに伴います経費につきましては、議員総数の減少ということで、昨年度の当初予算でいいますと、議員報酬の総額は1億6,200万程度であったものが、平成20年度新市おきましては1億2,600万ということで大幅な減少を見たところでございます。以上です。

委員長（荒山光広君） 三好委員よろしいですか。

委員（三好睦子君） いくらかはカットがあったように思いますが、金額的には上がっていると思います。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） すみません。1時間以上経過しましたのでここで暫時休憩を10時55分まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。先程の質疑の件よろしいですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 先程の三好委員の質問なんですけど、執行部は議会のことじゃから答弁しにくいだろうと思うんで、昨年9月議会で私と誰じゃったかいな、徳並議員、織田議員、南口議員かな、4人で歳費の5%削減については議員提案さしていただきました。全協で皆さんにご理解いただいでですね、そして9月に上程し

て当面新市ができるまでという期限付きでの5%カットという提案をさせていただきました。そして、できるならば新市においてもこの精神といいますかあれを引きついでいただきたいということを申し上げておりますが、法定協ではそのことは水面下ではありましたけど、正式には決まっております。この議会新しくできた議会で議員の定数と報酬については今から秋山議長のもとで、議運で検討するというこことこないだ会派代表者会議やったかな、会派代表者会議、あなたもおられたと思うんですが、決めたとします。以上です。

委員長（荒山光広君） 三好委員よろしいですか。はい、その他質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） ようやく順番が、皆さんも質問されまして、落ち着いたようで、私の方から質問いたします。平成20年度の美祢市の一般会計予算ということで3点についてお伺いしていきたいなと思っております。ページの341ページなんですけど、美祢市はご存じのように今年の3月21日に新市として合併いたしました。そして本年度の職員人数が393名ということでありまして、議員も選挙がありまして、合併で定数が26、これは地方自治法91条で人口に比例して26名ということなんですけれども、これは議員定数上限で選挙してきたわけでございます。そういう面からして議員定数については今後議会運営委員会でいろいろ検討していくと思っておりますけれども、この合併してからの美祢市の職員393人、議員も今後かなりいろいろ、巷では20名以下とかいろいろ出ておりますけれども、市の職員というのがラスパイレス指数とか勘案しながらですね、今後この人数というのは3年、4年のちにはどういう推移を経て行くのか、この人件費、費用がですね、3億7,700万という形でありますけれども、このところですね、この3、4年間でどういう推移を辿っていくのかなと、人口が美祢市は2万9,800人、お隣の長門市は約4万、山陽小野田市、そういったところもいろいろ勘案しながら適正な職員人数というのはどうか、どのような考え方を持っておられるかということと、それと各総務費の中で住居手当というのがありますけれども、いろいろ言われておりますけれども、住宅手当として世帯主になっておる場合には支給資格があるけれども、同じ家に住んでおって本人が世帯主ではない場合、こういった場合に住宅手当というのが支給されているのかどうか、この辺もお聞きしたいなということでございます。これが第2点ですね。第3

点が239ページの商工会運営費助成金が1,100万円についておりますけれども、これは中小企業等いろいろ運営、商工会についておると思うんですけれども、この辺の費用というのはどういう形で、中小企業のいろいろ助成するためについているかもわからないですけれども、この辺は私の視点がちょっと違うかもわからないですけれども、この辺についてどういう形、運営、ただ費用だけかもわかりませんけれども、この運用費用というのは主にどういうところで、どういう面でしっかり使われているかということの説明をしていただければいいかなと、この以上3点について説明していただければいいかなと思うんですけれど。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） 岡山委員さんのご質問でございますけれども、まず一般職員の職員数、341ページには393名というふうに記載しております。これは全体として申し上げますと、教育長は身分的に一般職員でございますので、教育長が入っているということで393名なんですけれど、将来的にどうなるかということございますが、平成20年度にも定年退職者ございますし、今後も定年退職者が多数見込まれる状況でございますし、それによって自然的に職員も総数が減数してくるわけなんですけれど、新市の職員として適正な職員規模はどんなものかということでございますが、合併協議会の中の財政計画策定時において、これは普通会計のベースでの議論ございましたけれど、382名というのが新市の類似団体における普通会計上の職員数が382名というのが、議論の中でお示したところでございます。平成20年度の定年退職者が一般行政職で9名見込まれますので、382名に近づくわけでございますけど、それだけにとどまらず市長も一般質問の答弁でお答えしたと思っておりますけれど、更に退職勧奨行いまして職員の減数を図って人件費の削減に努めていくということを申しましたように、本年におきまして退職勧奨を行うこととしておりますので、来年時において当初の目標であります類似団体、普通会計ベースでの382は達成できるというふうに考えております。更その後の職員につきましてもそれが類似団体の382がベストということではなくて、更に職員数の適正な規模をみはかりながら減員に努めて組織機構を見直していきたいというふうに考えております。それから続きまして2点目の住居手当でございますけれども、これは先だって他の団体におきまして委員がご指摘されるような支給があったと報道を聞き及んでおりますけれども、当市におきましては、所有者に

限って住居手当を支給しているという状況でございます。

委員長（荒山光広君） はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） それと3点目の商工会の件ですが、これは総務企業所管のものではありません。先だって建設観光委員会が開催されまして、その席上でやはり同じご質問が出たということで、答弁を致したということ聞いております。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 市の職員の適正な人数につきましては、毎年本会議でもそういう説明がありましたけれども、その辺しっかり市民の皆様も関心を持っておられることと思いますので、しっかり説明をしていただければ皆さんも納得するのではないかと、そのように思って、敢えて説明させていただきましたし、住居手当についても、結構そういうあれもありますので、こういう場を借りてしっかりと納得ね、していただくことが大事だろうということで質問させていただきました。ありがとうございました。

委員長（荒山光広君） その他、質疑ございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） それではですね、皆様方と重複してはいけないのでと思って最後にしたいと思いました。先ず収入の部の方からちょっとご質問申し上げたいと思うんですが、市税等現年度分と滞納分ということで予算計上されておりますが、旧美祿市においての数字はだいたい頭に入っているんですが、合併後のですね、平成19年度、いわゆる決算見込みで結構でございますので、出させるものなら未済額がどの程度あるのかということをお示しいただきたいと。それから、先程岡山委員が申されたように予算の131ページですか、退職手当金が2億9,194万と計上されておられます。これが一体何人分で、それからこれによって当初計画の人員削減がどの程度の達成率になるのか。ま、この辺が一つ。それからもう一点は、137ページの新市のいわゆる記念事業をやるということで予算組まれておられます。市章、市民憲章等、今からできて、その時にお披露目があるんだろうと思うんですが、もし記念事業の大体の計画ができておれば、概要について簡単でいいから説明をしていただきたいと思います。次にこれはその他のところでやりたいと思います。土地開発公社と今回の一般会計の予算のことについてはその他の方が良いと思いますので、ささせていただきます。もう一つは335ページ、債務負担行為の中でですね、いわゆる補助金が出されております。この美祿の来福台に係わる利子補給

については明記されておりますが、旧美東町の土地開発公社に対する利子負担って言いますか、あるいは秋芳町、そういうものに対しては、あれは債務負担行為ではなくてですね、その年度年度で一般会計で計上をされるお考えなのか、それとも債務負担行為でやらずにですね、一挙に開発をして販売計画を立てられるお考えなのか、その辺がちょっと見えてきません。それからもう一つ、これも良く誤解を受けるんですね、340ページのいわゆる地方債の残高が普通債と災害復旧債、その他を含めて180億5,000万、これもかなりあるんじゃないかというご指摘を受けているんですが、やはり市民の皆さんにも、それから議員の皆さんの中にも、若干その記載内容というもののことを説明していただかないと誤解があるんじゃないかという気がします。企業会計まで含めて相当あるというような話も巷に流れてます。これが借金だ、借金だという言い方もあるんですね、特にその他の転貸債含めて、退職手当債は別としますが、これは将来負担のあれがあると思います。起債の中にも将来負担がない、いわゆる地方交付税で入ってくるもの、ものによっては50%、70%、100%っていうのもあるはずなんで、その辺のですね、説明をして理解をしちゃった方が良くないんじゃないかという気がします。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、石田課長。

総務部収納対策課長（石田淳司君） ちょっと資料を配らせていただきますので、ご覧いただければと思います。

委員長（荒山光広君） はい、どうぞ。

総務部収納対策課長（石田淳司君） 資料方が字が小さくて大変申し訳ございません。19年度決算見込みの数字でございます。右側に収入未済額がありまして、右から左目が現年未済額、右から2番目が滞納繰越分の未済額、一番右側がその現年、過年の合計ということで、右下に合計金額があがっております。これが19年度の収入未済額の、19年度合併したのちと言いますか、19年度当初から合併したと考えて計算したものの未済額の合計ということでご理解いただければと思います。（発言するものあり）右の一番下です。（発言するものあり）そうです。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 旧美祢市ではですね、収納対策室というのを2年位、確か前頃から作って、そしてとりあえず初年度はマニュアル作りということでご努力いただ

いたんですが、新市においても村田市長が収納対策室は設けるといことなんですね。貴重な税収、そして市民の皆さんからしても、税のその公平、公正さ、これを保つためには、是が非でも滞納の皆様方にはやっばし、一生懸命なって納入していただきたいし、それから市としても、金額は申し上げませんが、もっとあるのかなーと思って、実は思ったんですが、できるだけ、固定資産税が特に多いような気がいたします。従って資産を持っておられる方ですから、ぜひですね、収納事務にはご努力をいただきたいという意見を添えて、この税収については終わりたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間次長。

総務部次長（波佐間 敏君） 退職手当の関係のご質問ですけれど、131ページに退職手当金2億9,194万計上しておりますけれど、これは定年退職予定者の9名の退職手当でございます。先程も申しましたように、393名の現在の一般会計職員から9名の退職、申し訳ありません。この9名の一般会計職員の他に消防組合のお二人が、今組合ではありません。消防署のお二人が入っております。それで一般会計職員で申しますと9名でございますけれど、393名から来年末におきまして、384名というふうになりますけれど、更に退職勧奨を行いまして、財政計画上の目標であります382人は確実に、目標は、平成21年度4月時点において目標は達成できるというふうに考えております。

委員長（荒山光広君） はい、兼重総合政策部長。

総合政策部長（兼重 勇君） それでは新市の発足記念事業の取り組みについてのお尋ねについてお答えしたいと思います。新市の発足記念事業でございますが、3月21日に合併しましてちょうど1年目あたりにですね、ぜひとも発足記念事業を実施したらというふうに私ども考えております。今現在の市章、市の花、憲章等をですね、選出をしていただくように委員会等で議論していただいております。できればこの記念事業、ただの式典だけではなしに、そのような発表の場にもしていきたいというふうに思います。それで日にちでございますが、3月21日がちょうど1周年になりますが、この日はちょうどカレンダー見てみますと土曜日となっております。それでできればこのような記念事業でございますから、多くの人に参加していただいて、賑やかな記念事業がよかろうかと考えましたところ、近くに4月に入りまして桜まつりが予定をされていますので、主管課等とも相

談しながら、できればこのようなたくさんの市民の方がですね出席される場で、記念事業なり、お披露目等をしたらどうだろうかということで今協議を進めておるところでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） 続いて、債務負担行為の関係で、土地開発公社の利子補給の件ということでございますが、今後の予定といたしまして販売促進会議を開催いたしまして、そこで協議をいただき、その後債務負担行為等を行うといった流れになるかと思えます。

委員長（荒山光広君） はい、田辺課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） それでは340ページ、地方債の長所について、起債の種類のご要ということですね、普通債、1の普通債と2の災害復旧債につきましてはそれぞれのいろんな事業の、いわゆる建設的な経費に充当する、いろんな道路を作ったり、物を建てたりということの財源となる起債でございます。それからちょっとわかりにくいのが、その他の中に（1）の転貸債から6番までありますが、これについて概要を簡単に説明させていただきます。先ず転貸債でございますが、これは平成元年度に創設されたもので、地方公共団体が主導的かつ主体的に地域の創意工夫を活かしながら官民一体となって魅力あるふるさとづくりを進めていくために、地域振興に資する民間事業活動等に対して行う無利子資金の貸付事業を対象として発行する起債でございます。これが利子負担相当額の75%が普通交付税で措置されるということでありまして、それから（2）の地方税減収補てん債、これにつきましては、地方税の減収見込額を勘案しまして、通常は減収見込額の範囲内で地方債の対象としているもので、毎年度定められる税目、市民税の法人税割等でございますが、税目ごとに標準税収入額から税収見込額を控除して算定した減収見込額の合算額の範囲内において、財政事情等を総合的に勘案して発行される地方債でございます。これは元利償還金が普通交付税に75%、交付税措置があるということになっております。それから3番目の減税補てん債ですが、これは国の減税政策によりまして、個人住民税の減税が実施された場合にその減収額を埋めるために借り入れる地方債でございます。これは100%、元利償還の100%が交付税措置されております。それから臨時税収補てん債ですが、これは地方消費税の関係で、その減収分、地方消費税が平成9年度に税率が変わりまして、それに伴い不

足する収入を補てんするために発行されたものです。これも元利償還金の100%が交付税措置されます。それから臨時財政対策債ですが、これは地方交付税、これの不足分を一旦地方公共団体が借り入れるものでございます。これにつきましても、元利償還の100%、これが普通交付税で措置される。これらのその他、それから最後に退職手当債、これは旧美東町、秋芳町の退職手当に充当された退職手当債でございます。これは今まで勸奨退職者等を対象としており、対象となるものが限定されておりましたが、平成18年度以降団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するということで、今後10年間は要件が緩和されております。これについては普通交付税の参入率はありません。全額償還しなければいけないということでございます。それと、ですから今340ページの20年度末起債残高見込みということで、185億1,240万1,000円ということであっておりますが、このうちの全てを償還しなければいけないというのではなくて、交付税措置ということで、交付税として後年度に戻ってくるお金が含まれるということでございます。それと普通債、災害復旧債につきましても、特に災害復旧債は95%が交付税措置されます。それから普通債につきましても、できるだけ交付税で元利償還金を参入するものを優先的に、例えば過疎債等ですが、この、いわゆる良質な起債と申しますが、これに取り組んで、できるだけ財政的に有利な起債を選択して事業を行っております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） はい、今課長の方から説明いただきましてですね、私も常々良く皆さんから問われた時言ってるわけですよ。簡単に今表見ても、180数億の起債の中で、50億は100%戻ってくると、いわゆる交付税で、早く言えば立て替え払みたいない形で税収のコントロールをしてきたものだというふうに理解はできると思います。したがって残る150億についても金額は少ないけど、災害復旧債なんかやったら95%、これもほとんど返ってくると。それから普通債においても過疎債を利用されているんで、相当の金額が地方交付税で返ってくるという理解からすればですね、そんなにこの数字をとにかく言うことじゃないなーと私は思うわけでありまして、この度は市民の皆さんにも、議員の皆さんにも再確認していただこうと思って、質問させていただきました。ありがとうございました。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、ただ今竹岡委員の方から地方債等

の質問があったわけですが、なかなか口頭での説明だけではですね非常に分かりづらい所があると思います。従いまして、現在の起債の種類、それからそれぞれの性格ですね、そして今のような地方交付税で還付されるというふうなその辺の一覧表にしたものをですね、議会最終日で結構ですので、それぞれ議会の方に提出していただいたらと思いますけれど、よろしいでしょうか。はい、竹岡委員。

委員(竹岡昌治君) 先程土地開発公社のことについてその他でと申し上げましたけれど、利子補給なんかはこの総務企業委員会の所管でありますので、関連としてお聞きしたいんですが、秋芳町の土地開発公社に対する固定資産という形で、5千数百万位残ってったと思うんですね。たまたまその金額と全く同じものが土地購入費で予算、これ建設観光かどっかなと思うんですが、組まれてるんですが、たまたま数字が合ったんじゃないでしょうか。それとも何かその辺があるのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

委員長(荒山光広君) はい、林部長。

総務部長(林 繁美君) 今の公社の件でございますが、ちょっと手元に資料等がありませんので、また後程経緯等も含めてご報告したいと思います。

委員長(荒山光広君) はい、竹岡委員。(発言するものあり)その他、質疑ございませんか。はい、南口委員。

委員(南口彰夫君) 総務部長、総務部長、去年の9月議会の時、あなたが総務課長の時に一度整理してもらって、質問したことなんじゃけど。先程議会費の話が出ちゃったけど、各種審議会等があるいね、各種審議会等でそれぞれ審議会委員に手当が支給されよると。但し、議員にも一律に手当が支給されていると、これ解釈上、解釈によれば、その議員の歳費の二重払いに当たるということを一一般質問でも、この委員会でも取り上げちょるんですいね。その結論が出ないままなんですけど、今年度の予算の中でも、やっぱり同じように各種委員の委員会の手当は議員の分も見込んで予算が編成されているんですか。

委員長(荒山光広君) はい、林部長。

総務部長(林 繁美君) 南口委員のご質問ですが、その審議会等の委員の人数分、当然議員が含まれておれば、その分も計上してあります。

委員長(荒山光広君) はい、南口委員。

委員(南口彰夫君) 去年の時も結論が出なかったのは、これをその他の一般公募

やその他の方の、一般市民の方から選出されて会議に出席をされるのは、当然ある程度の費用の補償ということが考えられると。ところが議員は毎月いくらで報酬手当が支給されていると。通常その枠の中では、例えば遠いところに出張するのは別じゃけど、美祢市内でその会議に出席するのは、そもそもその委員に選出する段階から、議員としての立場と、それからそれぞれそれぞれのポジションとして充て職として割当てられた要素があるので、通常の議員活動として解されると。解釈されるということになれば、当然別々で支給されるものは、議員歳費の、俗にいう二重払いに当たると、これを見直すことが必要なんではないかということで意見を述べたが、合併直前なので今後の課題にということで終わっとるんですが、これを見直すとすれば、見直すとすれば、例えば、私が何かの委員になって、そこに、住宅選考委員でもなんでもええからなって、5千円支給されたけど、拒否をすると、受け取りを拒否をするというようなやり方でもしない限りは、見直すということはいかなるのですか。見直すとすれば、執行部側が見直すんか、議会側から提案をして見直すんか、手続き上の問題を一つお聞きしたい。

委員長（荒山光広君） はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） 南口議員のご質問ですが、確かに旧美祢市の時にそういった議論がなされました。当然今の議員の報酬と出務手当等、報酬ですいいね、審議会に出席とか、いう問題については当時私が調べた時には、全国的にやはり問題になっておるといことは聞いております。ただ、その後解釈の仕方ですが、執行部の方から言えば、逆に条例があるから、出さなければ条例違反になるといったことで解釈されておられるところもあるようでございます。それがまっ、ほとんどの自治体のものでございます。だから今後この手当等もどうこうするということになれば、条例改正等が、一部改正等が必要になるろうかと思えます。その辺やはり議会の方で良く協議をされて、提案、条例の一部改正なり、それぞれ市長の方から上程もできますし、議員さんからの提案権もありますので、そのような方法になるのではないかと思います。今、現行では支給するようなことで条例ができております。

委員長（荒山光広君） はい。

委員（南口彰夫君） ありがとうございます。去年の9月議会と全く同じ答弁でした。ぴったと、一言も変わらん。たいしたもんじゃね、総務部長。ですから、去年も説明したんですけれども、例えば今言われたように、ある市では住民訴訟を起こ

されて、それでやっと議会で問題になって、そして条例改正で廃止するというところまでやらんにゃ、改めることができんのですかとかこういう質問なん。執行部側はあくまでも条例が定めてある以上は出席した議員に各課を通じて、その5千円だろうが1万円であろうが、それぞれの手当を支給せんにゃいけんと、条例に定めておるから。ところが議会側の方が受け取りを拒否したら、今度は窓口の担当課が困るそいね。処理に。ですから、その、少なくとも議会選出の委員の手当はもう既に流れとして、余所での判例では、議員歳費の二重払いにあたるということの判例も出ておる地域もあるんですいね。ですからこの美祢市議会でも少なくともこの全予算の中に組み込まれているということになれば、その見直しを検討するとすれば、これはここの委員会だけじゃないからね、総務の充て職だけで出ちよるだけでなく、他のところからも出ちよるので、それぞれ各種審議会、委員会等の手当については廃止する方向で、ぜひ議長なり委員長の方で調整をしていただきたいと思います。

委員長（荒山光広君） いや、まだ質疑です。

委員（南口彰夫君） 執行部の方から、条例改正をすることもできるんじゃない。そやけど、議員が受け取りよるもんじゃから、執行部の方からお前らやらんど言うのは、言いにくいということなわけ。

委員長（荒山光広君） はい、秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 今の、去年から南口委員がずっと言われていることだと思うんですけども、これはちょっと、総務企業だけではない、他の委員会の充て職もありますからね、常任委員会の充て職もありますので、他市の状況を見ながら検討していきたいといふうに考えております。

委員長（荒山光広君） 南口委員、よろしいですか。いいですか。（発言するものあり）とりあえず。その他質疑はございませんか。はい、高木副委員長。

副委員長（高木法生君） 竹岡委員さんの関連質問にはなるうかとは思いますが、市税の滞納繰り越し分等でございます。こういったことについては、普通会計も大変問題だろうと思えますし、特別会計あるいは地方公営企業会計等も大変問題視されるものでございますが、この欠損処理というものは、発生してから何年して欠損処理されるものか、わかればお願いしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、石田課長。

総務部収納対策課長（石田淳司君） 今委員さんが言われるのは欠損処理のことでございますでしょうか。不能欠損処理につきましては、地方税法18条だと思えますが、徴収権の消滅事項というのがございます。これは5年ということで、一応法律に規定があります。従いまして、5年を経過したものについては徴収権が消滅するというので、地方税法に規定をされておられますが、例えばその他、法人が競売事件が申し出られたりとか、その場合、法人の競売事件が完結して、その法人自体が無くなったというような場合もございまして、その場合には不能欠損処理というような場合がございまして、以上でございます。（発言するものあり）はい、時効の、また、時効の中断というのがございます。地方税法に基づく時効の中断というのがありますし、民法に基づく時効の中断というのがございます。先程申しました地方税法18条というのは、徴収権の事項が5年で成立するというところをご説明いたしましたが、仮に5年以上たっても民法で規定する滞納者の承認、自分がこれだけ滞納しているんだというような承認を求めることを市の方がしておけば5年を経過しておっても時効は止まるということでご理解していただければと思います。従いまして、6年経とうが10年経とうが時効は成立しないということです。また、この成立には競売事件の交付要求、それから差し押さえに伴う滞納分というような場合も時効が成立しないということでございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。（発言するものあり）はい、石田課長。

総務部収納対策課長（石田淳司君） 時効の中断というのは、我々の徴収職員にとっては、良く研修会に行っても言われるんですが、時効を発生させるのは徴収官の怠慢だというふうな指導を受けております。従いまして、積極的に時効の中断をさせてもらっております。また、先程言ってはおりませんが、いかなる場合があるとしても、きちっと納税期間内に納められた方がほとんどでございます。ごく一部の方が滞納されているということでございますので、その方については、法に基づく財産調査をして、差し押さえ、即時の取り立てというようなことをしております。種類としては生命保険の解約返戻金請求権、給料、それから預金、場合によっては不動産というようなことを現実的にしております。その場合には時効は中断するし、随時滞納処分しておるということでございます。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。はい、山中委員。

委員（山中君佳子君） すいません。先程の岡山委員の追加でちょっとお聞きした

んですけれど、職員数はわかったんですけれども、臨時職員数わかりますでしょうか。また後程でも構いませんけど。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間次長。

総務部次長（波佐間 敏君） 一般会計におきます、一般事務に従事している臨時職員が27名、それから保育士、保健師等特殊な業務に従事しておられる臨時の方が27名、それから一般会計ではありませんけれど、特別会計、特に観光会計になりますけれど、委託職員を含めて27名、合わせて81名の臨時職員、委託職員の雇用を行っておるといいう状況でございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他ございませんか。はい、岡山委員
委員（岡山 隆君） この8年間ですね、公共事業に関連してですね、予算が実際半分以下になっている現状があるんですけれども、なかなか美祢市の建築、土木関係の会社もかなり疲弊して今いるなということを感じているわけでありまして。それは8年から見たら公共事業が半分になったという経緯があります。それでですね、この度ですね、原油価格の高騰によって公共事業を発注する企業を取り巻く経済環境が一段と厳しい状況に今陥っている、そういうことも身近に感じるわけでございます。それで単品スライド条項の運用ルールを実際に即して早急に定めたりするとか、また建設資材の急激な価格の上昇に対応するための単品のスライド条項を適切かつ適用していくという、そういう内容のものを議員の方で出して、それが受け入れた場合には、補正予算として計上されていくということの認識、その辺はどのようになるかなと思って聞きたいんですけれども。

委員長（荒山光広君） はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） 岡山委員のご質問ですが、ちょっと趣旨が良くわからないんですが、もう一度よろしかったら、すみませんが。

委員（岡山 隆君） 原油高の高騰に関してですね、スライド制というか、上がった分を公共事業発注した場合に、従来の価格より上がるわけですよね。そういった場合の補てんというのが、勘案されるのかどうかということですね。今まで、そういう例はなかったと思うんですけれどもね。（発言するものあり）全面的にそういうことを言ったらあるのかもわかりませんが、特に原油高騰。

委員長（荒山光広君） 執行部、答えられます。はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） 恐らく工事と発注後にそういった変動があった場合に、何

か行政としてあるのかといったご質問だと思いますが、ちょっと、良く、今日の出席者では分かりませんので、恐らく工事の契約等にもそういうものが謳ってあるかどうか、一度確認して見る必要がありますので、保留させていただけたらと思います。

委員長（荒山光広君） はい、それでは保留という形でいいですか。その他質疑はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） はい、89ページの交付税ですが、歳入ですが、普通交付税と特別交付税にそれぞれ示してあります。特別交付税の額が10億5,000万。全体からすると通常の場合よりは多いような気がします。合併をしたということで特別のですね、何か配慮されたものがあるのであれば伺っておきたいんですが。特になければ構いませんけれども。

委員長（荒山光広君） はい、田辺課長。

総務部財政課長（田辺 剛君） 89ページの地方交付税に対するご質問ですが、合併に関わる経費を特別交付税で見るとというのは、平成19年度につきましては、特別交付税で見ていただいておりますが、20年度の特別交付税には、特にその合併したことに伴う経費というのを見ておりません。普通交付税の中でその基準財政需要額にその合併によっていろんな経費がかかるだろうということでそれに加算されるということでは計上しております。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

よろしいですか。それでは質疑がないようでしたら、本案に対するご意見はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） それでは私は、この20年度の当初予算について反対の意見を述べさせていただきます。この20年度は市長の所信表明でもありましたように、非常に財政的に厳しいと、しかも財政再建を目標に全力を挙げて頑張るというのがその内容であったと認識しております。しかしながら先程質問をしました議員の年間1億7,600万円からの議会費の予算が組まれています。この議会費の中身がどうであるかということについては、細かい点は述べませんが、少なくともこの内容一つ見ても、この中にまだまだ無駄遣いと言えるものがあるのではないかと私たちは思っています。それから先程の質問をした際にも議員の各種委員会、審議

会の手当、これは地方自治法の第8章、給与その他の給付、第203条、報酬及び費用弁償という項目の「地方自治体の議会の議員、その他委員会に対して報酬を支給しなければならない。」という規定に基づいてなされているものですが、報酬及び費用弁償及び期末手当の額は、及びその支給方法はその条例でこれを定めなければならないということの主旨です。しかしながらこの中で、ある、先程申したように、二重払いと受け止められる予算が、予算書の中の全体に流れているという答弁なので、私は少なくとも今の美祢市民に合併を通じて行政のサービスは低下させない、しかもできるならば、限られた予算の中でサービスをいかに充実していくかということであるならば、少なくとも議会側の立場から見ても、執行部が予算を組む際に事前に良く調整をして不必要な経費は除くということの最大限の努力をした上で予算編成を行うべきであったと思います。という点を踏まえて反対意見に代えさせていただきます。以上です。

委員長（荒山光広君） その他、ご意見はございませんか。はい、賛成意見、はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 先程質問の時に、うっかり意見を言いかけたんですが、一つあります。なんで反対がよく分かりませんが、新市長がいろんな、選挙を通してですね、市民の皆さん方とお約束したことがかなりこの予算書には盛り込まれてると。特にミニバス。これは市長も良く言われてましたが、選挙期間中、たくさんのお年寄りの方から要望があったと、これに対してですね、いち早く予算化をされて取り組もうとされておられます。私はこれを一日も早く実現するよという意見を申し上げようと思いましたが、反対意見が出ましたので、敢えて私はそうした市民の声を反映させた予算であるというふうに思って、賛成の意見を述べたいと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） この予算に全て反対というわけではありません。中には、今のミニバスのような良いこともあります。（発言するものあり）でも、内容によっては、住民サービスが低下して、先日も一般質問をしましたが、合併したことで公共施設の利用料が上がってしまったと、そういったことにも表れてますように、サービスが低下していると思いますので、議案の中の全てが反対というわけではありません。しかしこの一般会計については反対いたします。そして、先日一般質問の時

に他の方の時に、観光職員も人員を減らすと言われて、その中で臨時職員を増やすと市長さん言われたように聞いております。やっぱり、市が率先して非正規雇用の職員を生むべきではないと考えます。対策としては、テレビで見たんですが、どこでも行ける、代行業務推進課だったかな、そういうのがあって、全て、どこに行ってもできる職員を、その代行業務へ置いとって、季節的に観光がという時に、代行ができるとか、女性の産休とかあーゆう時もやっぱー職員が減るって、そういう時にも代行でぱっと対応できるような、そんなふうにするべきではないかと思いません。ただ人員削減をすればいいとして、非正規雇用を増やすような考えではいけないと思います。そういう面でこの一般会計については反対をいたします。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 先程竹岡委員の上げ足を取るわけじゃないけど、何で反対をするかわからないと言われたので、なぜ反対をするかという点は、三好議員が言われたように、賛成するところが多いか少ないかと言えば、圧倒的に賛成する所が多いんですね。ところが先程も言ったように議会費を含めたごく一部の所の反対する所があると。だけど少なくともこの予算書に賛成か反対かという態度をとらなくてはならないので、その一部反対をすべき所の点を指摘したうえで、その態度としては反対だと、ここを良く理解していただきたい。よろしいですかね。

委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 南口委員と議論する気はないんですがね、民主主義というのはね、小数意見、ここは駄目よというのがあるが、ここは今議長も答弁したと思うんですね。今から検討しよう。だったらここは反対だけど、ほとんどが賛成ならば、やっぱーこれは認めましょうというのが普通じゃないんじゃないやろうかと思うんですがね。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 検討しましょうというのは、例えば執行部が検討しましょうという、例えば議員が質問をして、検討しましょう以外の言葉というのは出てこんと思うんです。検討しませんって言われやせんのやから。ところが検討しましょうというのは、国会では善処しますっていう、これは相手を称える言葉であって、検討するんであれば、具体的にどういう手だてを持って、少なくともこの委員会では、ある程度した上でこうなんだということであれば、また一歩進んで考える余地

があるけど、先程質問でやったように、去年の9月議会で取り上げて、旧美祢市議会ですが、去年の9月市議会で取り上げて、それこそ答弁をされたのも、当時の総務課長で、今の総務部長で、ところが一字一句変わらない適切な答弁であったと。ところがこの間半年以上経つがなんら改善は進展していないと、こういう事実を明らかにして、そいでその違いをはっきりさせるために、あえて反対をさせていただいている。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 私の方からは、賛成意見を述べさせていただきます。美祢市には29,800人の方が住まれておられますけれども、この一般会計予算見られてですね、100%全員がですね、本当に賛成ということはおられないと思うんです。みんなちがってみんないい、そういうことですね、やっぱり多少満足されない所もあるかもわからんけれども、総意として、これは本当に良くまとめておられると思いますし、新市長のですね、本当に新しい美祢市を良くしていこうというこの思いがですね、一般会計には私は十二分に表れていると思いますので、賛成の答弁をいたしました。

委員長（荒山光広君） はい、その他ご意見はございませんか。はい。

委員（安富法明君） 皆さん今賛成なり反対なり討論をされているような感じで受け取るんですが、それぞれ一人一人この委員会で意思表示をしちよかんやいけんもんですか。

委員長（荒山光広君） いいえ、それはないです。それは採決の時に。

委員（安富法明君） それでよろしいですね、特に。

委員長（荒山光広君） 意見ですので。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） はい、ないようでしたら、それではこれより議案第1号平成20年度美祢市一般会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

委員長（荒山光広君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

時間がもう少しあるようでございますので。（発言するものあり）それでは時

間も12時となりましたので、暫時休憩をいたします。午後1時より開会をいたします。よろしくお願いいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に続きまして会議を開きたいと思います。審査に入ります前に午前中にありました田邊委員、竹岡委員よりの宿題があったと思います。説明の方よろしくをお願いします。はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） それでは最初に竹岡委員からのご質問でございました。予算書の土木費の土木管理費の中に土地購入費5,603万5,000円とあるのは土地開発公社との関連があるのではないかというご質問でした。ご指摘のとおりこれは旧秋芳町の開発公社が持っておりまして旦住宅団地、りんどうの丘ですかね、この分の有形固定資産の相当分でございます。これは土地開発公社の経営の健全化ということで市に土地を購入していただいたということでございます。以上です。（発言するものあり）そうです、本来の姿に戻したということです。

委員長（荒山光広君） はい、篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 旧美祢市におきましては、美祢市鉱産税審議会を設置し審議会での協議をもって価格決定をしていたようでございますが、近年価格の変動も少なく安定化しているという理由から昭和63年に廃止条例を設けておるようでございます。今後は本市と同様な鉱物を産出している鉱産税課税地方団体の動向等を参考にして鉱物の標準価格を決定してまいるべきかと思われま。それから石灰石等の産出している会社の固定資産税でございますが、市内7社石灰石の産出しておりますが、合計固定資産税額2億8,241万6,500円でございます。なお、宇部興産、宇部マテリアルズ、太平洋セメント、いわゆる3社でございますが、これの固定資産税合計額が2億3,346万6,800円となっております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、ありがとうございました。それでは次に議案第4号平成20年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を審査いたします。執行部より特に説明が必要と思われることがありましたら説明をお願いいたします。はい、矢田部上下水道課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それでは予算書の424ページをお開きください。環境衛生事業特別会計でございますが、これは秋芳町の広谷地区、秋芳洞、秋吉台の汚水処理施設であります。歳出といたしまして環境衛生費といたしまして3,373万9,000円、公債費といたしまして66万6,000円を計上いたしております。歳入といたしまして使用料及び手数料を1,311万4,000円、繰入金、これは観光会計からの繰入金ですが、2,157万9,000円でございます。合計して3,472万4,000円となるものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 素朴な疑問なんやけど、この会計はですね、農集と同じように下水の事業をですね、名目変えて秋芳洞の上の台の下水事業だろうと思うんですね。はたしてこの総務企業委員会になじむかどうかなと、観光関連の方から観光事業から繰り入たりをしてる事業じゃないですかね。観光関連と思って今まで認識していたんですが、その辺はどうなんですかね。付託されたから今回は審議しますが、本来の会計の目的その他からしてこの委員会になじむかどうか、ちょっと委員長さんの方で。（発言するものあり）

委員（安富法明君） 秋芳洞、秋吉台のですね環境保全といいますか、汚水対策が基でですね、この地区に限った下水処理が先行したんですよ。そういうこともあってですね、歳入不足のところをですね一般会計からではなしに観光会計から繰り出しをしていると。将来的にはですね、下水ですからほかのところとのですね、それぞれの条件整備といいますか、使用料とか何とかも含めてですね、考えていかにやいけんちゅうんですか、長いことやると既得権というようなものがある程度出てきますから、そういうのも含めて課題はあると思います。それぐらいです。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） 執行部の方の考えはどうでしょうか。（発言するものあり）はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 上下水道課の所管の事業でございます。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 言われるとおりでございます。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） だいたいわかりました。下水道課が所管しているということになれば委員会は我々だろうと思うんですね。そうするとですね、今度は意見に入っていいかわかりませんが、いみじくも安富委員が言われたようにですね、観光会計から繰り入れするんじゃなくて、一般会計から繰り入れをしていった方がいいんじゃないかと。切り離すということになれば。その辺のちょっと執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今の施設の中に観光客を対象として公衆トイレが数カ所ありますのでその利用量が多いことで観光会計の方から繰入金をいただいております。以上です。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今縷々竹岡委員からのご指摘ですが、この繰り入れの考え方ですね、今これで行くところの枠組みでいくと、観光会計から繰り出しておるという考え方、今言われるようにですね一般会計から繰り出すということは税を投入することになりますよね。ですから新市の皆様方からちょうだいしたものをもってここの事業に充てるということが適当か、それかもしくは矢田部課長が言いましたけれども、来客される方ですね観光客の汚水进行处理するのが主な目的ということであれば観光事業で得た収入それをもってこの処理施設の方に金を注入するという方が適当かと、二通りの考えがあるんですが、今後の方でこの予算枠組みはいつておるわけです。考え方があるんですけどね。

委員長（荒山光広君） どうぞ、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今考え方が二つあるとおっしゃったんですが、この会計処理から見るとこの会計で受益者負担がそんなに多くはないんですが、それに倍までいかにしてもですね、繰入金ということになってますね。そうするとこの事業の不足したものを繰り入れるという考え方でなくて、やっぱり観光客に対する対応ということになれば観光事業の負担金という形の方が本当じゃなからうかと思うんですね。その上で負担金をいくらにするか、後は今度はどういうふうに受益者負担を振り分けるかという根本的なその、今までは観光事業と一体でやっておられたんで

いいんですが、今回こういうふういきちんとされたらどうかなというような気がします。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今竹岡委員がおっしゃいましたけど繰入金と負担金の考え方、ちょっと性質が違うんですね。私が今二つの例をお話を申し上げましたけれども、後者の考え方であっても基本的なスタンスというのはやはり負担金に近い性質の繰入金になってます。ですから歳入の性質の問題で考えていった場合、やはり今竹岡委員がおっしゃったように負担金の方が適当かなということがございますけれども、今年度についてはですね合併前のやり方を踏襲をしておりますので一応このままでいかせていただきたい。このことについてはですね、次年度以降検討させていただきますということでご了解願いたいと思います。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） この会計そのものにですね質疑があるわけではありません。委員長にちょっとお断りをいただかんにゃあいけんのですが、三つの会計についてですね、条例に定めるところあるいは規則等についてお伺いがしたい。ですから農業集落排水これとですね、環境衛生と農業集落排水と公共下水。でこの三つが一緒に出てきますんでそのことに話がついていきますか質疑がおよびますので、それをご了解をっていうか了解していただかないとちょっとおかしくなるかなというふうに思います。（発言するものあり） じゃあですね、基本的には公共下水のところですね質問したかったんですが、要は債務負担行為でですね水洗トイレの改修に対する利子補給とその元金とといいますか、債務負担がするようになっています。これが農業集落排水にも出てきます。いろいろ資料を出してくださいというふうなことも言っておったんですが、この融資斡旋制度に対するフローと言いますか、この流れではなくてですね、もっとおおもとのとこなんですが、この予算書でですね債務負担行為がおこされる、例えばですね農業集落排水の後ろの方にあると思うんですが、52ページですね、債務負担行為、これ農業集落排水部分の水洗便所の改造資金利子補給、それと貸付金に対する損失補填、これ4年間ですか、50万円と500万円なんですが、これがですね公共下水でも同じように出てきます。環境衛生の方には出てこないんですが、これがどこから出るかというところでですね、条例に定めはありません。美祢市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則が

定められております。これでこの取り扱い金融機関にですね、告示をもって指定した金融機関にですね、改造資金の貸し付けを行わせることをいうとあっせんですね、それと利子補給等の上限等が第4条で5万から40万、60万というのが出てきます。でもう一つですね、今のこの何と申しますか、環境衛生ですが、これ条例で見ますとですね、美祢市環境衛生施設の設置及び管理に関する条例のですね、第13条、5372ページ、例規集の3のですね5372ページですが、これの13条にはですね、「市は環境衛生施設整備事業の普及を奨励するために処理区域のくみ取便所を水洗便所に改造する等、排水設備を整備するものに対して資金のあっせん等を行うことができる。」という条文が出てきます。私はどっちが正しいのかというと、どうも今の環境衛生の方が正しいんじゃないかなと、議会の議決を経た条例に利子補給なりですね、債務補償をしますよという一条入ってきてですね、それで規則が出てきて、それに基づいて債務負担行為が出てきましたというのがですね理解しやすいんですが、その辺の条例の整備と申しますか、三つの条例にまたがるこの差異と申しますか整合性を説明をして欲しいんです。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今言われました三つの事業の条例規則の違いについて言われまして、今下水道事業、農集については規則となっておりますので議員さん言われました条例案については検討していきたいと思っております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） そこなんですよね。検討していくって言われるってことは条例に一部不備があるってことです。今出てきた予算案がですね、この条例に基づかないところから出てきてるってということになると表決をされた時に非常に厳しいかなという話にもなりかねないんですよ。他の市のですね、全部じゃないんですけどやはりこういう同じような規則があって、右ならえでほとんど変わりません。融資の額とかが違うだけです。条例の方はあまり見てないんですが、萩市見たんですがね、やっぱりないんですね、定めってというのが。要するに条例の中に利子補給とか融資した金額の債務補償しますよというのはやはり出てきてないみたいなんですよ。要は基にですね下水道法というのあるんですね、これにどう書いてあるかということですね、事務局が用意してくれたんですがね、第11条の3水洗便

所への改造義務等ということですね、これは3年以内に水洗便所につながんや
いけんということで、その11条3の6にですね、国は市町村が前項の資金の融通
を行う場合にはこれに必要な資金の融通またはそのあっせんに努めるもの、あっせ
んに努めるものというのが出てくるんですよ。その前に11条3の5はですね、
市町村はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通ま
たはそのあっせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合
における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。こういうのが出てくるんで
すよね。ただですね、法でこれの定めが、努めるものとするというのがあるからと
いって、いきなりですね、条例の定めは必要なくて規則でいいかという話にはな
らんような気がするんです。その辺の見解を伺いたい。ですから、今度検討します
よって言われるとそうですかって言うのも簡単なんですけど、不備な条例に基づいて
この予算案が出てきたということになるとそれはまたちょっとおもしろくない、は
っきり言って。ですからその辺の回答をですね、ある程度示していただきたい。
(発言するものあり)

委員長(荒山光広君) はい、ちょっと休憩を取りたいと思います。暫時40分を
目途に、1時40分を目途に再開したいと思います。

午後1時25分休憩

.....

午後1時45分再開

委員長(荒山光広君) それではお待たせしました。休憩前に続き会議を開きま
す。はい、矢田部課長。

上下水道課長(矢田部繁範君) 先程の件の、利子補給の規則の件でございます
が、地方公共団体は義務を課しまたは権利を制限するには法令に特別の定めがある
場合を除くほかは条例によらなければならないということで、地方団体の長が規則
を決めるものということで、先程答弁いたしました件については撤回をいたしま
す。以上です。

委員長(荒山光広君) はい、林部長。

総務部長(林 繁美君) 今の上下水道課長が説明したとおりでございますが、あ
くまでも地方公共団体の首長が定めるものは規則ということになっておるようで
ございます。それで重ねて申し上げますが、先程上下水道課長が申しましたように条

例の見直しということは訂正させていただきたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） ですから、それぞれの会計が基づく条例の整合性についてお聞きしたわけなんですよ。ですから基本的には下水道法なり国の示すところによってあくまでも公共下水なり農業集落排水においては規則で定めて運用されていると、今の会計については従来旧秋芳町において特別会計でやっていた関係で国との法律等についての定めとではなしに条例で、条例において長が利子補給なりを定めたと、それに基づいて今までできておるとだからこの度規則の中にたまたま三つ同じ下水関係であるから規則の中に入れたら結局条文として出てくるところがあり、出てこんところが出てきたということですよ。それでいいんですかいね。で今後ともこのままで行くということでええんでしょうかね。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） すいませんね、聞いちょる方がようわからんからもう一回聞かんにゃあいけんのやけど、要するに安富委員が言われるのは下水道法に基づいた処理をせえと、条例も含めて、ということになればですね、私が最初に申し上げたように繰入金は観光会計からはおかしいということなんですよ。だから今まで観光会計の一体のものじゃなかったかということをお尋ねしたと思うんですが、もし下水道法できちんとやれっていうことになると、一般会計からの繰入金になると思うんですいね。多少そこら辺があいまいさが残るが市長は例えば観光のお客さん相手に使うトイレもあるから、将来的には負担金といわゆる観光会計からの負担金で処理してもいいんじゃないかという意見もちょっと言われたと思うんですが、どうもその辺がね、どっちを選べとおっしゃってるのか意味がちょっとわからんので、もう一回ちょっと。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） ですから基本的にはですね、今のこの環境衛生についてはですね、後の二つですよ、公共下水と農業集落排水については基本的には下水道法に基づいて作った規則でこのまま行くと、規則はどっちにしても、これ三つ一緒に束ねてますからしょうがないんじゃないと思うんですが、環境衛生については当面これも従来から、まあ新しく加入するものはおそくないでしょうけども、このまま条例もこのままにしておくというですね、今の状況で行くちゅうことですね。

(発言するものあり)

ちょっとややこしいんですが、美祢市の水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則というのがあるんですよ。これは20年3月21日、でこの中にですね、この規則の中には三つの会計がちゃんと書いてあるんですよ。だから公共下水それからですね美祢市環境衛生、それから農業集落排水、この三つの運用をこの規則でするよということが書いてあるんです。だからその辺との整合性なんですよ。

(発言するものあり)

委員長(荒山光広君) 今規則の見解だろうと思いますけど、その辺で執行部の今の三つの会計にまたがる規則と条例との、はい、竹岡委員。

委員(竹岡昌治君) 執行部にまたお尋ねします。この事業は僕は最初から観光事業と一体じゃなかったですかって言いよるんじゃが、むしろですね観光事業の特別会計の中に一緒にした方が良かったと思うんよね、むしろ。そうすると受益者負担だとかそれらも差があっても、これはもう観光と一体した収益事業であると。私はその方がむしろね、すっきりしていいと思うんですよ。これを下水道法でひっくくろうとするといろんな問題が出てくるんじゃないかなと思いますが、いかがなんでしょうかね。

委員長(荒山光広君) 今の件の答弁できますか。(発言するものあり)それでは答弁がありますので、波佐間次長。

総務部次長(波佐間 敏君) 安富委員の条例と規則の整合性の件についてでございますけれど、まず基本は先程委員申されましたように下水道法で資金のあっせんについて努めるものとするという法令があるわけですが、それに基づいて条例化をしなければならないかということ、先程下水道課長が申しましたように市民の権利を制限しまた義務を課する事項については条例化の必須項目となりますが、それには該当しないということですね、条例への制定要件には該当しないということであげてないわけですが、下水道と集落排水の条例にはあげてないわけですが、この環境衛生に関する条例については資金のあっせんを行うことができるという条文をあげてるわけですが、その整合性についてですけど、あっせんを行うことができるという規定でございますので、言葉ちょっとあれですけど、この条文がここに必ず制定されていなければあっせんができないかということ先程の下

水と集落排水の条例と同じようにですね、そこに条例化する必須条件にはならないというふうに考えておりますので、不備があるという観点ではなくてそれ以上の丁寧な条文になっていると。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡委員がおっしゃいましたけど、この事業をですね観光会計の中に入れて、例えば款とか項で処理するのが適当じゃないかというご意見だろうと思うんですけど、しかしながらですね、これが先程も申し上げたように来客される観光客のトイレだけを処理しておるんであればそれでもいいと思うんですけども、民間の施設も処理しておる。さっき負担金が適当じゃないかというように申し上げたのはその部分的に観光事業に關与する部分の処理をしておるからその部分に応じた負担をですね、この会計にこの特別会計に負担金として出してやるのがもっとも適当であろうということを申し上げた。それとあの管轄しておるのが今の上下水道課なんですけども、実際にやる方の立場からですね、下水道にしる農業集落排水にしる管処理をしますんで、一緒に処理した方がコストが安くあがるということで上下水道課でだしておると。ですからやり方とすればですね、やはり今の形が適当であって、今の会計費目をですね将来的に変える方が適当ではないかというのが私の見解です。

委員長（荒山光広君） 只今の市長の見解でよろしいでしょうか。安富委員よろしいですか。

委員（安富法明君） 基本的には条例その他不備は認められんと、これで行くちゅうことですね。わかったちゅうことにしましょう。ですから一応今お話をしてるのは整合性の問題ですから、以上で終わります。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それでは本件に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございますのでこれより議案第4平成20年度美祢市環境衛生特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を審査いたします。執行部より、特に説明が必要と思われることがありましたらご説明をお願いいたします。はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 462ページをお開きください。この農業集落排水事業は市内4箇所、河原、豊田前、大田、別府の4箇所にあります農業集落排水事業でございます。まず歳出といたしまして農業集落排水事業費といたしまして7,670万円、公債費といたしまして1億2,545万1,000円を計上しております。次に歳入といたしまして使用料及び手数料を3,881万2,000円、一般会計からの繰入金を1億5,733万7,000円とで、合計といたしまして2億255万8,000円となるものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 先程ですね、時間とりましたけれども、一応ですね、もともとどこから始まったかっていうことがありますのでですね、お伺いをするわけですが、結局このですね利子補給は理解できるんですが、最終的にですね、この損失補償を行政がするっていうことに対してですね、非常に疑問を感じるんです。基本的にですね、債務を履行された方とそうでない方、されなかった方ができてこの債務負担行為が動いてくることになるんだらうと思うんですが、行政が履行するっていうことは債務を履行した方のほかですね、市民が納められた税をもってですね履行されなかった方の損失を補填するっていうことになります。その辺のですね国が制度の普及のためにですね資金のあっせんをなさいと努めなさいということでですね、それを受けてするにではですね、やはりちょっと公に議論する時にはやはり説得力に欠けるものがあるのかなというふうな気がしております。一応ですね執行部の方の見解をお聞きをしておきます。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今日朝机にお配りしたカラー刷りの一枚刷りがこの融資あっせん制度フローを書いたのがあります。これを見てもらうと良くわかるとは思うんですけど、5万円から40万円ですけど、水洗トイレが2箇所あるとこ

るは60万円の融資となっております。それで申請者が市に申請書を出されまして、このフローに書いてありますように市税の滞納ない方とか連帯保証人を1名いるとか、所得証明、債務補償の契約書等を出されて市がその書類を審査いたしまして許可書を出すちゅうことです。出して工事が開始されて市の方が申請者に対して決定通知書を出します。そして申請者は市と協定を結んでおります金融機関へ融資あっせんをいたします。それで金融機関は申請者の一般融資と同等の審査があり該当者のみの融資となります。もし該当しなければ融資はできないということで該当者のみの融資となります。左手にありますのが今度不履行になった場合のちょっと例を書いておるんですけど、金融機関は対一般融資と同等の注意義務をもって債権の回収に努めるということになっております。三箇月以上怠った場合は融資あっせんの取り消しを申請者本人に通知したしまして、債務不履行となり金融機関より損失補償の請求があった時に市が損失補填する運びとなっております。そして債権譲渡を金融機関から譲り受けまして申請者と連帯保証人に対して未償還の回収を行うものでございます。それと過去の例ですが、14年から19年、13件申請がでておりまして718万円融資しておりますが、不履行になった例はまだ1件もありません。以上でございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 一応理解をしたということにします。最終的にですね、税と同じといたしますか債権の譲渡を受けるわけですから、その回収にはですね税と同じように特段の努力をしていただくということで理解をしたということにします。終わります。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございますのでこれより議案第7号平成20年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決

されました。

次に、議案第9号平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計予算を審査いたします。執行部より、特に説明が必要と思われることがございましたらご説明をお願いいたします。はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 予算書の522ページをお開きください。この事業は美東町及び秋芳町の6箇所、美東簡水、赤郷簡水、綾木東部簡水、秋吉簡水、別府簡水、嘉万簡水の6箇所の簡易水道事業です。まず歳出といたしまして簡易水道事業費を1億5,905万5,000円、公債費といたしまして1億5,726万1,000円といたしました。歳入といたしまして使用料手数料を2億194万2,000円、一般会計からの繰入金を9,163万9,000円で、合計を3億1,810万8,000円となるものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 上水簡水という議論になれば必ず未給水地区の現状とそれからその対応の要望があがっている地域が今度は旧美祢市だけではなく美東、秋芳も含めてわかる範囲でいいですからとりあえず説明してください。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 普及率ですけど、美祢市が92.6%、旧美東町が79.3%、旧秋芳町におきまして99.6%の普及率となっております。今要望として出ておるところは美祢市の於福下地区で要望が出ております。それと今県営中山間事業で東厚保の熊の倉で簡易水道事業を進めております。以上です。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今のところ出ておりません。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） そういう現状で今後その上下水道も含めながら未給水地区をなくしていくという施策を具体的には何らかの方針をもって対応をされる予定ですか。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今度県や国で水道の全市の統合についてのビジョ

ン等の提出を求められております。それを策定する時に要望等を勘案して考えていきたいと思っております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、ほかに質疑ございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっと基本的なことをお尋ねをしたいと思うんですね。美祢市の場合は簡易水道も企業会計が適応、公営企業会計でやっておるわけですね。これは特別会計でやっている。起債残高が美祢市の方の上水簡水含めてほしい20億ぐらい。この簡水の特別会計になりますとそれに近い16億8,000万。相当の起債残高がまだ残っていると。これを合併の時に確か3年以内にその料金も含めてだろうと思うんですが、統合ということじゃなかったかなと思うんですね。その場合に企業会計に移行されるお考えなのか、あるいは料金体制を会計を統合するということになるとやはり公営企業会計に移行せざるを得ないだろうと思うんですね。相当の起債残高があるということはそれなりの設備がしてあると思うんですね。しかしながら収益の方見ますと美祢市の簡水よりちょっと多いくらいかなという程度の収益なんですね。今お聞きしたら普及率も秋芳が99という100に近い普及率、残念ながら美東さんの方は相当、このまだ普及率が遅れていると、将来的にもこれを未給水地区をなくすためには相当のまだ資金がいるだろうと思うんですね。その辺の見通しと会計処理の仕方、あるいは料金の統合についても何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思いますね。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今言われました旧美祢市・美東町の統合の話なんですけど、3年を目標に各簡水の状況を今の起債や決算状況等と今の資産や負債ちゅうか今の起債ですね、それを含めたもんで参考になるものを全部洗い出して決めていこうと思いますので、3年を目途にちゅうことで考えております。以上です。会計処理も公営企業と一緒に統合しようと考えております。以上です。

委員長（荒山光広君） その他、質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今下水道課長がですね3年以内ということで公営企業会計に移行したいと、そうするとですね今から資産の評価といえますか確定をしていか

なくちゃいけないだろうと思うんですね、相当のその時間と労力があるんじゃないかならうかと思います。しかもこれを公営企業会計にいたしますとおそらく16億の今起債残高が残ってますが、これぐらいの資産があるだろうと思うんですね。その減価償却も発生してくるんですが、受益者負担の公正公平から見ますと今でも相当の料金ばらつきがあると。これをですね3年以内という、私はもっとゆっくり考えられてもいいんじゃないかという意見を持ってるですよ。せっかく合併したんじゃないけど負担が高くなるんじゃないかと、しばらくこの状態で据え置きながら徐々にですね料金の均衡化を図るといようなことがいいんじゃないかという意見を持っております。巷に市民の皆さん方もそういう意見が多いんですね。標準化するよりはしばらく旧一市二町の料金体制を維持しながら準備をしていくということの方がいいという意見で終わりたいと思います。

委員長（荒山光広君） その他ご意見はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 意見ですが、未給水地区がかなりあるわけですが、聞くところによるとあまり困ってはおられないというふうな所も中にはあるようなんですが、この未給水地区の方でですね、せめてですね水質検査と、一年にどれぐらいの価格でやるといいのかよくわからないんですが、やっていただけるといいがという意見が実は聞いたことがあるんですが、こういうことが可能かどうかということがお聞きができたらと思います。一応可能性はあるかどうか。

委員長（荒山光広君） 意見ですけど、ひとつ今の件もし答弁ができればお願いします。はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今言われるのは井戸水のことを言われると思うんですけど、11項目程度で料金が6,000円程度になるかと思うんですけど、今井戸の管理の方は今生活環境課の方でやっておりますので、そちらの方で予算化をお願いできればと思っております。

委員長（荒山光広君） はい、いいですか。他ご意見はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 簡水に関係するかどうかわかりませんが、三好委員じゃなかったかいね。水源地がどうのこうのとか水が足らんとかいう話があった。（発言するものあり）市長がタンクを貸したりていうのでどこかで見たんですが、どこで見たかわかりません。たった5,000円じゃったけど、タンクを貸した使用料金の

収入があげてあったから水道会計かどうかかもしれませんが、是非ですね三好さんの代わり言うとしてあげますが、無料でそういう時には貸し出しをしていただきたいと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、その他ご意見はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 意見です。（発言するものあり）美東地区が79.3というのは低いんですけど、断水が多いのも原因ではなかろうかと思います。断水に対する支出の予算を見れば断水対策もないのではないかと思います。それと合併してただあまり美東の場合は合併の町民の意志表示はなかったんですけど、合併したら美祢にあわせられるとしても水道料は安くなるんじゃないかなろうかと淡い期待があったんですけど、それは安くない、現状どおりとかいうことですが、ちょっと安くしていただきたいなど、高い水道料金で困っておりますので。そういうのも考慮していただきたいです。それと水源地の確保ということも大事ではないでしょうか。その方向性もよろしく願いいたします。

委員長（荒山光広君） ご意見でいいですか。答弁がいきますか。もしわかれば答えられますか。今の件、はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 昨年の場合ですけど、本会議場で市長が答弁したとおり昨年は大変渇水でありまして雨量が50%以下ということで渇水と考えられます。それでもこの渇水が何年も続くとか、水源地の水位が通常の雨量で水が湧かないとかですね、そういう非常事態があればですね生活に関係いたしますので検討していきたいと思います。以上です。

それと料金の格差ですかね。美祢市を1といたしまして美東町が1.16倍、秋芳町が1.19倍でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） その他ご意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第9号平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成20年度美祢市水道事業会計予算を審査いたします。執行部より、特に説明が必要と思われることがありましたらご説明をお願いいたします。はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それではこの黒い表紙の美祢市水道事業一般会計予算書、黒縁の予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお開きください。本年度の業務予定量は給水戸数を上水道、簡易水道あわせて6,449戸、また年間総給水量は上水道、簡易水道あわせて187万8,037立方メートルとし、主な建設改良事業は配水管布設替事業及び福地区簡易水道拡張事業を予定しております。続きまして2ページ、3ページをお開きください。収益的支出でございます。上水簡水あわせまして支出総額を3億5,960万3,000円とし、そのうち主なものとして減価償却費を1億3,422万2,000円、企業債償還利息を6,479万6,000円を計上いたしました。収入といたしまして上水道簡易水道あわせて営業収益を2億5,579万円、営業外収益を1億1,087万5,000円とし、収入総額を3億6,666万5,000円とし、営業外収益の主なものとして一般会計繰入金1億681万7,000円を見込んでいます。この結果収益的収支におきまして税込み後の当年度利益を706万2,000円となるところでございます。

次に3ページをお開きください。資本的収支のところでございますが、支出といたしまして上水道配水施設整備改良事業といたしまして6,473万3,000円、簡易水道配水施設整備改良事業といたしまして1億283万円ほか企業債償還還元金といたしまして2億4,104万9,000円を計上し、支出総額を4億1,997万6,000円といたしました。次に収入といたしまして企業債を2億3,290万、一般会計繰入金を1,133万5,000円、負担金を45万、国庫補助金を2,640万円等を見込み、収入総額を2億7,778万5,000円といたしました。この結果差し引き不足する額1億4,219万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,406万6,000円及び当年度消費税資本的収支調整額812万5,000円をもって補填するものでございます。以上で説明を終わります。以上です。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ないようでしたら、本案に対するご意見はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 水道料金の基本的な基本料といいますか、これは美東、美祢、秋芳、確か5立米、5トンで1,000円前後ぐらいだったと思うんです。今後この水道料金はかなり格差がありますけれども、収入の多い方はいいんですけど、特に独居老人の方で特に収入がですね2箇月で5万円以下という方もかなりおられますので、どうか5立米5トンの基本料金についてはですね、これをですねしっかりと1,000円ぐらいに統一して負担のかからないようにですね、一般的に20立米一般家庭1箇月使いますけれども、そういう場合は美祢市、美東若干差がありますが、どうか基本料金だけは上げないようにしっかりとその点考慮していただきたいなとそのように思っております。以上です。

委員長（荒山光広君） その他ご意見ございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 水道料金ですね見直しを何年前にやったかちょっと記憶が定かじゃないんですよね。19年度の決算見込みかも知れません。予定損益計算書を見ますと2,550万の欠損金が出るようになってますよね。これは水道会計では久しぶりのことなんですけど、市民の皆様方に良質な水を安定して供給するという大きな使命があって、とは言いながら赤字を出してまでとはいきませんし、受益者負担の公平性からいいますとですね、少なくともトントン以上に持って行かなくちゃいけないと。何年前に見直しをしたかが一つとそれからぼちぼち見直しの時期がきてるんじゃないかなという気がしてるんで、その辺の今後の予定等についてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 前回の料金改定は15年の4月1日に料金改定をやっております。もう一点、料金の改定についてでございますけど、18%、料金改定を合併もありますしその時を考えております。次の料金改定を。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 5年間でちょうど20年が改定の時期でございますが、今合併で新市で料金を統一という目標ができましたので、それを考慮して考

えております。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今の考えでは3年を考えております。その時に一緒に料金改定を考えようと思っております。以上です。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 先程の簡易水道事業会計のそこから引き続きのあわせたご議論だろうと思います。今竹岡委員がおっしゃったようにですね、これから旧美東・秋芳の簡易水道を公営企業会計の方に持ち込むということは当然のごとく今おっしゃいましたけど減価償却がおこってまいります。減価償却費を現金の支出を伴わない支出として組むということは、それに見合った収入をですね、みなければならないということになると、その分が水道料金に跳ね返ってくるということになります。それを今の旧美祢市側の水道事業会計に抱き込む形になりますから、おしなべての会計になります。そうするとかなり極端な、言葉がちょっと今使い方によっては弊害があるかもしれませんが、かなり大幅な値上げをですねせざるを得ないかなと、これはもう公営企業ですのではじめからですね年間赤字になることを目標にして料金改定することは許されませんので、支出に見合ったものの収入というのを確保しつつ料金を設定する必要があるがございます。ですからですね今矢田部上下水道課長が合併協議の段階で3年を目標という言葉を使っております、3年を目標に旧一市二町の水道事業会計を公営企業に統合しようという目標という言葉で、その時にあわせて料金体系も統一しようという目標という言葉が謳ってあります。なぜ目標という言葉を使ったかというのを竹岡委員も合併協議の非常に中枢におられましたのでご承知だろうと思いますけれども、今の私がお話したような非常に直接的に毎日使うものですから市民の方に非常に大きな影響を及ぼすということがありますのでその辺を勘案してやろうということが大前提であります。ですが、やはりある程度目標を立てないとこれを合併協議に結びつけられないので一応目標という言葉を使って合併にたてたわけですが、ですから3年以内という言葉は決して使っておりません。ですから今水道料金とかなんべんも申し上げるけど、生活に密着した生活コストになってきますんで市民の方からすると、ですから十分それは考慮してやっていく必要があるなというのが私の今は認識です。じゃあ今上下水道課長が申し上げたようにですね3年で3年後にやろうとした場合、そうするとかなりいっぺんに

値上げということが起こってきますんで、もし3年後にもしやるということになれば段階的にやる方法もあるなというふうに思ってますし、3年の目標をですね、例えば様子を見ながら5年先にするとかいろいろな方法も考えられると思いますけど、その時にはそれぞれの水道があります、今簡易水道と企業会計の水道がそれを段階的にあわせていってやるか、いろいろな方法があろうかと思えますね。ちょっと検討させていただきたいこれは案件ですね。この場ですぐお答えしづらいところがあります。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 市長の答弁では3年以内じゃなくて3年を目途にということちょっと少しはほっとしたんですけどね。私もかねがね言ってるのはこれは緩やかにやってもいいんじゃないかと。美祢の市民の皆さん方の負担が必ず上がるのは間違いのないわけですから。美東の議員さん言われるように美東は下げて欲しいとおっしゃったけど、少なくとも美祢市の方が徐々に上げていかざるをえないだろうと。そうしますとねいっぺんに上げるのがいいのか、あるいはちょうど市民の皆様にも5年というお約束をしとったんで、今回ですね総務企業委員会で勉強会をやられて、その辺も議会は議会サイドでちょっとどうしたらいいんかという、常任委員会ですね、そういう機会をもつていただくと、委員長さんをお願いして終わりたいと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、わかりました。勉強会のことは後日また検討して実施したいというふうに思います。その他ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ないようでしたら、これより議案第11号平成20年度美祢市水道事業会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。この際、2時55分まで暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

.....
午後2時57分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。その前に少し訂正があるようでございます。はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 先程の三好議員より料金の比較についての質問がありまして、ちょっと訂正をさせていただきます。一般家庭で20トン使った場合の比較ですが、美祢市を1とした場合、美東町は1.62でございます。そして秋芳町が1.19でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、それでは次に議案第12号平成20年度美祢市病院等事業会計予算を審査いたします。執行部より特に説明が必要と思われるものがございますたらお願いいたします。

市立病院経営管理課長（藤澤和昭君） 議案第12号平成20年度美祢市病院等事業会計予算案につきましてご説明させていただきます。なお当特別会計は当市が設置している二つの病院、美祢市立病院、美祢市立美東病院とその付帯施設、美祢市介護老人施設グリーンヒル美祢、訪問看護ステーション美祢、美秋訪問看護ステーションが実施する事業により構成されておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。さて平成20年度予算案についてご説明させていただきますが、資料といたしまして、先日お配りしております平成20年度美祢市病院等事業会計予算概要説明資料を用いますのでお手元にお出しただければと思います。1ページをお開き願ひます。それでは最初に予算第2条に規定する平成20年度の業務予定量についてご説明申し上げます。先ず美祢市立病院においては入院患者数を一日平均で125人と見込んでおります。1の のところでございます。外来患者数は各診療科、透析合わせて一日平均で248人と見込んでおります。続いて美祢市立美東病院においては入院患者数を一日平均で100人と見込んでおります。外来患者数は一日平均で239人と見込んでいます。次にグリーンヒル美祢についてですが、入所と短期入所合わせて一日平均入所利用者数66人と見込んでおります。通所者数は一日平均で21.5人を見込んでおります。次に訪問看護事業についてですが、訪問看護ステーション美祢においては訪問件数を一日平均9.8件。また美秋訪問看護ステーションにおいて同じく17.6人と見込んでおります。続いて予算第3条及び第4条に規定する収入及び支出の予定額について一括してご説明いたします。説明資料の2ページ、3ページをお開き願ひます。先ず収益的収支の収入の予定額についてご説明いたします。2ページの左側部分をご覧願ひます。先ず市

立病院事業収益として23億4,233万円を、美東病院事業収益として14億8,701万3,000円を、また介護老人保健施設事業収益として3億4,105万9,000円、更に訪問看護みね事業収益として1,738万9,000円、美秋訪問看護事業収益3,631万7,000円を計上しています。一方支出においてですが、2ページの右側部分をご覧ください。先ず市立病院事業費用として23億4,028万5,000円を、美東病院事業費用として14億8,657万4,000円を、また介護老人保健施設事業費用として3億3,462万6,000円、更に訪問看護みね事業費用として1,775万8,000円、美秋訪問看護事業費用3,708万7,000円を計上しております。続いて資本的収支のうち、収入の予定額についてですが、3ページの左側をご覧ください。先ず市立病院資本的収入として5,481万3,000円を、美東病院資本的収入として7,312万9,000円を計上しております。一方支出ですが、3ページの右側部分をご覧ください。先ず市立病院資本的支出として2億3,779万5,000円を、美東病院資本的支出として1億7,082万7,000円、また介護老人保健施設資本的支出として2,421万4,000円を計上しています。これら資本的収支の結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、3億489万4,000円は資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんするものとしております。以上ご説明いたしました予算に基づき作成した資料についてご説明いたします。資料は7ページをお開きください。初めに市立病院についてであります。平成20年度の予定損益計算書で下から3行目ですが、当年度純利益として58万8,000円を計上しております。この数字に19年度決算処理として予定される繰越欠損金2億6,532万6,000円を加えると、20年度の未処理欠損金は2億6,473万8,000円が見込まれます。次に美祿市立美東病院についてであります。資料は9ページをお開きください。平成20年度の予定損益計算として下から3行目ですが、当年度純利益として14万8,000円を計上しております。この数字に19年度決算処理として予定される繰越欠損金、8億2,413万円を加えると、20年度の未処理欠損金は8億2,398万2,000円が見込まれます。次にグリーンヒル美祿についてであります。資料は11ページをお開きください。平成20年度の予定損益計算として、下から3行目ですが、当年度純利益として643万3,000円を計上しております。この数字に19年度決算処理として予定される

繰越欠損金、3,962万9,000円を加えると、20年度の未処理欠損金は3,319万6,000円が見込まれております。更に訪問看護についてであります、資料は13ページ及び15ページとなります。平成20年度の予定損益計算として、二つのステーションの当年度純損失として、それぞれに36万9,000円、77万円と見込んでおります。なお、この説明資料には市一般会計からの繰入金について4ページにこの繰入基準の明細を、5ページ及び6ページにこれまでの両病院に対する繰入額の推移を載せております。また、17ページ、17ページには補てん財源の計算書を載せております。20年度補てん残高として6億9,855万5,000円が病院事業としてございます。更にA3サイズですが、18ページから21ページまで、平成20年度収益的収支の予算案を事業別、ですから美祢市立病院、美祢市立美東病院、それからグリーンヒル美祢、訪問看護ステーション美祢、美秋訪問看護ステーション、それぞれに平成19年度当初予算、これは合併前の団体での当初予算でございます。それと平成19年度の決算見込み、これ最終的な19年度旧団体と新団体合わせた見込み額です、と比較一覧した資料を付けており、この中の説明欄には、平成19年度当初予算と大きく増減したものについては、その理由等を示しているところでありますので、ご参考にしていただきたいと思っております。以上で平成20年度美祢市病院等事業会計予算案に関する説明を終えたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 只今の藤澤局長の、局長かいの、課長か、すみません、藤澤課長の説明で繰越欠損金と負担金、補助金について良く理解できました。この中身をいちいち議論する前に、病院の一元管理等合わせて二つの病院を存続するという事は、市長自らが語り続けてきた大きな公約ですから、これについては今更議論する必要はないんですが、率直にお尋ねしたいんですが、補助金と、ページでいう4ページの補助金と負担金という形で使い分けられているのを具体的に一本化をして更にその金額を明確に、どの程度の金額が必要なのかという提案は案としてはお持ちなんですか。なければ私が提案してもええけど。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤課長。

市立病院経営管理課長（藤澤和昭君） 只今のご質問にお答えしたいと思います。

4 ページの一般会計からの繰入金の負担金、補助金の整理統合を更なる拡充等も含めた考えについてということであったと思われます。そもそも地方公営企業であります病院事業につきまして、一般会計等から繰り入れられるものは、公営企業法の規定により限定されているものであります。従いまして負担金と補助金の考え方は、この公営企業法の規定に基づく区分になると思いますので、それを任意にですね、統合と言いますか、負担金補助金をということは好ましくないと考えております。なお、負担金につきましてはそれぞれの毎年総務省が示される繰出基準やあるいは市の財政事情等勘案されまして、市が負担すべき金額について算定されるものと考えております。また補助金につきましても、その市が政策的な補助ということも含めて算定されるべきものと考えております。今回は合併にあたりまして、両団体でそれまでそれぞれの自治体として、その算定基礎を持っておったものを統一して整理した結果がこの4 ページの表で、繰出基準に基づいてそれぞれ積算しているものと考えます。なお政策補助金につきましてはそもそもがどういった考えで2億5,000万がということになるのかと思いますが、市といたしましては他の自治体病院と比較しまして、その補助金が、額ですね、そういったものも補完しましたし、また合併協議会における新市まちづくり計画、この中の財政計画におきまして今後の市が負担するという了解をいただいているその数字の中で今の所は組み立てているところであります。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 病院経営についてはもうここでそのあり方について深く議論するというよりも、予算の問題ですから、率直にお尋ねをしたいんですが、美祢市立病院なり美祢市立美東病院なり、非常に地域的に限定されたところで、その地域医療を守っていかなければならないと。そのための地域医療の果たす役割で一次二次、それぞれのその分野、それから開業医さんの、地域の開業医さんのその経済活動も含めて、地域医療を支えている担い手としての位置付けをした上で公的病院の果たす役割ということになれば、今の国の医療制度の在り方、医師の不足、そうしたもっとも悪い条件の中で二つの病院を管理運営していかなければならないということになれば、少なくともこれが健全経営で常に黒字を生み出すというような病院経営になることはあり得ないと。非常に困難な中である程度の赤字というものを抱えながらどう支えていくかということであれば、今課長が言ったようにただ単に赤

字補てんはできないということで、美祢市の場合も十数年前にこの総務企業委員会で議論した結果、病院健全化補助金という名目で当初5,000万円から始まったと。ところが時代の流れの中で、今現在1億ですが、これを率直に、私は一つの病院で見れば2億円、二つ合わせれば4億円ぐらいの健全化補助金という名目で支出がしているのではないかとこう思っていますが、課長はどうお考えですか。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤課長。

市立病院経営管理課長（藤澤和昭君） 議員さんのご質問にお答えしようと思えます。この運営健全化補助金の性格からしまして当然に市民の皆様方にこの金額を負担いただくわけですから、それを納得していただけるだけの計画と言いますか、最近の言葉で言いますと、見積りと言うような、どういう医療を市が提供するか、こういった機能を担うかといったものをご提示して、その上で政策補助金について今南口議員さんがおっしゃたような4億が必要であれば、そのようなことになると思えますが、現在本会議場で市長答弁したと思えますが、今後の病院事業の在り方についても検討委員会を立ち上げて議論し、この地域の医療の質の向上と持続可能な体制を作るために計画を作ることとなっております。そうした中でそれにあった市民負担をご提案させていただきたいと考えております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） そういう考え方もあるだろうと思えます。しかもっとわかりやすく言えば市民の皆さんは国民健康保険、もしくは社会保険なり公務員は公務員の互助会の保険でという、それから宇部興産は企業保険で、それぞれ健康のための保険に加入しているわけですね。死んだ場合は生命保険。ところが今話しているのは私たちの日常の健康管理の問題なんですね。いざ病気になった時に。ですからその病院をその市立病院の建設も市民の地域医療の中で核になる病院が欲しいという要望で署名と要望で作り上げたものです。その維持管理が病院側の、また職員だけの責任ではない、社会情勢や医療制度の改悪、こうした条件の中で公的病院を支えていく新しい困難さが生まれていると。そのことは市民もひしひしと感じているのではないかと思います。とりわけ美祢の場合は以前から言っているように、地元の開業医さんが、非常に若い開業医さんが増えてきて地域医療を支えていると。しかしその開業医の医師の先生方も、医師会もその核になる市立病院があるから地域で医療を担うことができると、こう言われているわけですね。そうすると、美東

病院もそうなんですが、この二つの核になる病院は市民の感覚からすれば、しいて言えば健康と医療を守るための掛け捨て保険なんです。保険に加入したつもりで言えば、一人当たり例えばこれを健全化補助金を4億に上げたとしても、年間1万円程度の、月に直せば1,000円程度の掛け捨て保険をかけるというような解釈もできるのではないかと思います。そういう意味ではここでの補助金の額をもっと具体的にわかりやすく、見積というようなものではなく、市民にわかりやすく提案できるもので、必要なものをきっちり求められた方がいいのではないかと私は思います。以上。

委員長（荒山光広君） はい、答弁要りますか。（発言するものあり）答弁はいいですか。はい、それじゃ竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） はい、それじゃちょっとお尋ねなんです、今ちょっと関連された質問をされたんですが、いわゆる一般会計の繰入金の4ページにそれぞれ書いてあるんですね。トータルして病院の健全化補助金は2億5,000万、両病院で2億5,000万、これは理解できますし、予定の損益計算書の中にもきちんと入っているんですが、他会計からの負担金っていうのはどこを見たらいいんですか。例えば市立病院は他会計負担金が7,252万4,000円の予算が組んであるんですね。せっかくここで示されているんですけども、どこを見たら出てくるのかなーというのが一点。これは美東病院も一緒です。いわゆる8,911万8,000円の他会計補助金っていうのは4ページにきちんと書かれていますからわかるんですが、他会計の負担金というのは明細がありながらちょっとわかりません。それからもう一つは市立病院から短期貸付金、今まではグリーンヒルに対する3億円、いわゆる4億9,000万になっているから、1億9,000万は美東病院の方のあれを見ますと借入金になってますから、これで美東病院が抱えてきた一時借入金が今年度はなくなるとこういう予定だと思っただけですね。そうしますとですね、もう一つ大きな紙でやってある18ページにですね、市立病院のいわゆる他会計の負担金、企業利息分の減と書いてあるんですね、2,400万。これは4ページを見ても理解できますし、どう言ったらいいですかね、ところが今度美東病院の方を見ますとね、3,200万位少なく、決算書等は3,300万位ですか、これも企業債利息の減と書いてあるんですよ。ところが現実には4ページには企業債の利息は二百数万しか減になってないんです。この辺の原因が何なのかということと、それ

から今度は3点目です、支払利息の美東の病院の方ですが、わずか260万位、前年度と比較してしか変わらない。先程申し上げた1億9,000万を償還するとしたら一時借入の利息がどの程度減るのか、わずか200万ちょっとの位の減しかありません。それから4点目がですね、資産減耗費、これがその19年度の実績、これも市長がどこかで言われたと思うんですね、薬の処方箋なんかも工夫して、例えば入院患者の10日分を5日にするとか、5日分を3日にするとかしながら対応していけば、こうした減耗損も非常に少なくなるだろうと。で、常に400万以上の予算が組まれてますが、19年度の決算は見込みとして200万程度、半減しています。これは恐らく努力された賜物だろうと思うんです。ところが美東病院はわずか2万円位、そして実績からしたら0。これは非常に医院外薬局という関係もあるだろうと思うんですが、やっぱり入院患者があると。そうすると医局と薬局の連携がうまくやれてるのかなという感じがしますが、なぜ20年度になったらまた100万以上の予算を組み変えたのか、実際に今まで過去そういう実績がうまくいっているならば、なおかつこれも必要ないのではないかという気がいたします。以上のことについてちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤課長。

市立病院経営管理課長（藤澤和昭君） 只今の議員のご質問にお答えしたいと思います。トータル的な所、全体的な所を私が答えまして、個別の所は両病院の事務長に答えさせたいと思います。先ず最初の他会計負担金の問題でございますが、お手元に予算書の、資料ではなく、予算書の方を先ず、はい。予算書の21ページをお開き下さい。21ページ、第1款、第1項、第3目、その他事業収益を、5番目、救急医療費負担金、9,934万4,000円と、第1款、第2項、第2目、他会計負担金の一般会計負担金や研究研修経費負担金、つまり負担金が医業収益の中と医業外収益の所に分別して計上しておりますのでわかりにくかったのかと思われます。本来医療救急等については自治体が負担すべき政策医療、負担部分の医療でございますので、それは一般会計から負担金としていただけるわけですが、一方で病院側としてはこれは医業収益として計上している。その他医師の負担金等につきましては医業外の収益として選別しておりますので、先程の4ページの所の中が、予算書上では医業収益と医業外収益に分かれているあたりでご理解いただければと思います。（発言するものあり）予算書上で分別、それが先程の、今日示しまし

た資料の方にもそれぞれ医業収益の中のその他という所と医業外収益の所の負担金と入っていると、（発言するものあり）予算科目とはしておりません。この部分は公営企業法の負担金と補助金という区分で明示させていただいておりますので、予算書の区分とは若干異なります。続きまして、一時借入金の利息についてでございますが、19年度決算見込みで美東病院におかれましては、決算見込みでございますが、一時借入金利息164万2,000円、それから、あと資産減耗費でしたかね、もう一点、何か、（発言するものあり）はい、説明欄の付記が適切でないと思われれます。これは4ページの所に、見ていただければ、議員ご指摘の通り、企業債利息支払負担金は19年度決算ベースでも美東病院3,500万ですので、今回3,300万ですので、200万円、この影響額は200万円です。説明欄でこれが一番大きな影響のように書いておりますが、そうではございません。申し訳ございません。ここで他のところの影響で結果としてこのような減額となっております。保健衛生事務負担金として従前1,435万4,000円あったものを、今回整理統合しまして、それは全額ございません。また、そこが大きな1,400万の影響が出ていると思います。更には、一番大きなのはそれですね、はい、以上であります。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、藤澤課長。

市立病院経営管理課長（藤澤和昭君） 職員共済費基礎年金負担金が3,125万円から1,790万8,000円になっておりますので、その減額が影響しております。負担金の真ん中。最後の資産減耗費については美東病院の方から答弁させます。

委員長（荒山光広君） はい、善久病院事務部事務長。

市立病院美東病院事務部事務長（善久俊和君） 資産減耗費にかかりましては、従来納入価で資産の方に、薬代としてあげたものを、今度は資産の方から使った分だけということに方式が変わりましたものですから、美祿市立さんの方に合わせましたものですから、そういうふうになっておりますけれども。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） そうすると美祿市立病院と処理方法を合わせたから、こういうものを計上されたと、こう理解してよろしいんですか。私は逆に美東さんは一生懸命にやられたから、減耗損が少ない実績を上げられたと評価したんですが、違う

んですか。

委員長（荒山光広君） はい、善久事務長。

市立病院美東病院事務部事務長（善久俊和君） すみません。ありがとうございます。それもありません。

委員（竹岡昌治君） ただですね、もう一つ、逆に言えば職員共済基礎年金負担金がなぜ半減したか、ちょっと教えてくださいね。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤課長。

市立病院経営管理課長（藤澤和昭君） これ交付税措置されている、特別交付税措置されているものでありますので、今回合併に伴いまして2団体の積算根拠を統一した結果がこのようになったものであります。

委員長（荒山光広君） はい、よろしいですか。他に質疑ございませんか。はい、田邊委員。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、藤澤課長。田邊委員着席。篠田病院事務部事務長。

市立病院事務部事務長（篠田洋司君） 田邊委員さんのご質問にお答えいたします。医師不足につきましては当院も新聞紙上に出ているとおりで、平成18年が15人、19年の当初が12人、9月1日から11人、で、4月1日は9人、7月1日でまた10人ということで、昨年よりは減っているのが実情でございます。以上です。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、篠田事務長。

市立病院事務部事務長（篠田洋司君） 常勤医の状況ですけれども、内科が3人、外科が3人、あと脳神経外科が1人、で泌尿器科が2人でございます。あとその他については非常勤の医師で対応させていただいております。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） 田邊委員着席。マイクを持って、すみません。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、篠田事務長。

市立病院事務部事務長（篠田洋司君） 市民の皆様方に本当に迷惑がかからないように、医師確保については全力を挙げて取り組みたいと考えております。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） その他質疑ございませんか。質疑はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） はい、それでは本案に対するご意見はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 4億って、この一年間言い続けてきたが、結局2億5,000万円ですと取りあえずやれるということなので、一生懸命頑張ってください。以上。

委員長（荒山光広君） その他ご意見ございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 先程田邊委員さんが言われたように、市長におかれましてはどうか本会議場で言われたと思うんですね、医師の確保と給与の統一化の話があったと思います、両病院の。できるだけ精力的に取り組んでいただけるよう要望して、賛成いたします。

委員長（荒山光広君） そのほかご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） よろしいですか。それではこれより議案第12号平成20年度美祿市病院等事業会計予算を採決いたします。本案について原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成20年度美祿市公共下水道事業会計予算を審査いたします。執行部より特に説明が必要と思われることがございましたら、お願いいたします。はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それでは下水道事業、20年度の事業会計の予算書、緑色のシールが貼ってあるのをお願いいたします。その1ページをお開き下さい。本年度の業務予定量は下水道使用戸数、3594戸。また年間総排水量は97万1,576立米といたしまして、主な建設改良事業は、美祿市浄化センター汚泥処理施設増設事業及び汚水管渠布設事業を予定しております。続きまして2ページをお開きください。収益的収支の支出としては、営業費用、営業外費用等合計いたしまして4億7,579万1,000円といたしまして、このうち主なものとし

て、減価償却費を1億6,852万6,000円、企業債償還利息1億7,925万2,000円を計上いたしました。収入といたして、営業収益及び営業外収益合計いたしまして収入総額4億7,780万3,000円とし、営業外収益は一般会計補助金3億1,446万3,000円を見込んでおります。この結果、収益的収支におきましては、税込み後、当年度利益201万2,000円となる見込みでございます。続きまして3ページをお開き下さい。資本的収支の支出といたしまして、下水道事業費3億8,412万4,000円ほか、また企業債償還金として8億3,004万3,000円を計上し、支出総額を12億1,416万7,000円としました。次に収入といたしまして、企業債6億4,320万、国庫補助金1億2,950万円、他会計補助金2億6,635万9,000円、受益者負担金1,347万7,000円を見込み、収入総額1億5,253万7,000円といたしました。この結果、差し引き不足する額1億6,163万円は、当年度消費税資本的収支調整額1,666万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億4,496万2,000円をもって補てんするものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、南口議員。

委員（南口彰夫君） 美祢市公共下水道の概要っていうので、当面やりよる事業と今後の事業の見通し、どこまで広げていくんか。この見通しをちょっと説明して。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今日机前にお配りしました美祢市公共下水道の概要ということで、お示しをしております。それでこの概要ですが、昭和55年に事業に着手いたしまして、元年に供用開始いたしまして、現在の処理区域が749ヘク、処理人口12,700人と、目標としております。それを23年度目標にしております。処理施設を11,000立米としております。それで図面の見方ですが、鼠色にやっておるところが、現在整備済みでございます。そしてちょっと凡例が小さくて見難いんですけども、黄色が19年、赤色が20年、21年が緑と、この計画で22年から23年はピンク色で図示しております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 質疑はよろしいですか。はい、南口議員。

委員（南口彰夫君） これ見たら、例えば、投資したものが、効果があって回収で

きるかっていったら、人口の集積率と工事費の負担を地区別で見たら、特に奥分地区、奥分地区のこれ、一番奥が平原坂じゃろう。平原か。坂を超えて平原、それから北分の重安地区、20年度これ赤いので塗ってあるから20年度の着工予定じゃろう。そうすると人口、受益者負担の関係が出てくるので、投資の拡大を、将来的にっていうか、近未来的にどこまでやっていくんかっていう計画はあるんか。これ以外に。ほぼこれで完了するんか。事業そのものは。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 現在のところ、この予定の区域の中を整備することで進めております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口議員。

委員（南口彰夫君） このピンクの全体計画の、平成22年以降っていうのは、ここは未地区じゃろう。そうするとこれをピンクのところも全部最終的には埋めるようになるん。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） はい、ピンクの所、主に耕地と山が多いんですけども、その中で住宅等が立ちました場合に管を布設するところがございます。以上でございます。

委員（南口彰夫君） 意味がようわからんけど、住宅等が建ちました、住宅でも会社でもええんじゃけど、建ったら、それに併せてやるという説明なんじゃけれども、私が最初からお尋ねをしよるのは、投資したものがあ程度効果があって、受益者負担も含めて、収益が上がらんや事業にならんでしょう。その見通しを立てて、当然この下水道計画図というか、下水道の工事の計画を立ててやりよるんじゃけど、この地図だけを見たら、多少アンバランスがあると、多少じゃなく、ものすごくアンバランスがあると。わかるかね。じゃけー、例えば平原だけを取ってどうこう言うんじゃないんよ。だからその当初計画から逆言やー、付け足したところもあるようなけど、最終的にはこれを全部埋めるわけじゃなくて、ある程度住宅の、例えば50件とか100件とかが集約されて、その地元の要望もありとか、地元からも要望があるとか、それから費用対効果の問題も検討し、何らかの形で判断をして計画を立てていきよるわけじゃろう。その計画はこの通りに最終的には進めていくということになるんかと聞きよるけど、いや家が建ったらというのじゃった

ら、その家は何件建ったらその地区をばさっとやるんか。そういう議論は具体的に
なされたことはあるん。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 濃いピンクの中のことなんですけど、先程申しま
したように、地区の開発とか、住宅とか建てば、地区内で、都市計画区域でありま
すので、下水道管を、管渠を布設して計画を進めるということです。以上です。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、南口議員。

委員（南口彰夫君） よいっちゃん、どう見たって、そのピンクが22年って、山が
あったり田圃があったりするわけじゃろう。なんで22年の2年後の全体計画の区
域に指定されちよるんかと言えば、山削ってなんかできたらとかいう話じゃなく
て、しいて言えば、このまま北分で止まるんじゃないかって、於福の方の上になるん
か、ここが家があるんじゃないか、一杯。ね、今山があったり田圃があったり、家が
ない所に、22年からの計画になんで指定しているんかという問題と併せて、既に
その周辺部に住宅があるところは、今後どういう計画を持っているんか。これだ
け見たらもう、ピンク22年なっちゃうから、なんでこねいなところ計画が、本当
にやるんかと聞きよるけれど、家が建ったらって。建つわけないわね、あーわ言っ
ても。その辺のところはどう考えちよるんかと聞きよる。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） はい、先程ピンクのところですけれど、22年から
ということで、一応目標23年にしておりますけれど、上に全体計画の中で27年
ちゅうのを謳ってあります。じゃからその間にですね、この範囲の中で家が建てば
事業を進めると、管を広げていくということです。以上です。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、南口議員。

委員（南口彰夫君） 当初計画から言ったら、これが最終事業の年度計画になるん
じゃけれども、当然さっきの都市開発区域の指定と併せながら、まちづくりの中で
下水道を位置付けて、順番はこの20年間近くの間、なんでこっち側が先になるん
かとか、なんでこっち側が後になるかという議論もいろいろあったんですが、結局
計画的にやるとするならば、ピンクのところは山であったり田圃であったりすり

や、わかりやすく塗り替えちよった方がええと思いますが、その少なくともこの於福の上の方、北分からちょっと先は於福が入ってくるわけいね、そういう所の計画はそのさっきの都市計画区域の中に高い税金取って、下水道はおろか水道も無い所も放置されちよるわけ。そういう新たな計画はないんじゃないだろうかということをもう一つ聞きよる。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今ご指摘にありましたところには、公共下水道の予定はありません。（発言するものあり）今のところありません。（発言するものあり）

委員（南口彰夫君） あのねー、そのマスタープランの中に入れていくというのは当然必要になってくると思うんですけども、こっち側の叔父ヶ瀬からずーっと奥分の方に入って、平原坂を登って、平原までやちよるわけいね。奥分の方ね、平原までやちよって。これ平成16年ぐらい工事しよったんかね。私が議員じゃなかったときやりよったけど、そいで、ところが15年以前にもう既に何度も北分までは計画はあるけど、それから先はなんでないんかと言うたら、今後計画を立てるといふ話は、それこそもう10年前から出ちよる。ところが10年前は奥分はなかったぞ、当初。途中から入ってきたんじゃ、ぼっと、僕が議員じゃない時に、なんでか知らんけど。ところが私が議員の時にそのこの316をずーっと、強いて言えば美祿市の顔というか、メイン道路がその316から於福の道の駅ができて、特にメインで、316の周辺にそれぞれ進出企業も含めていろいろな業種が張り付いてくれるのが望ましいという意見が度々あげちよるんです。それをこの検討することだったんですが、そのようわからんど真ん中にピンクの色が付いておきながら、於福の方の肝心な、私ら一から言えば道の駅を作った当時から、あの地域を、於福の道の駅を中心にいろんな意味での活性化図る地域として開発していくことが必要だと、これは議会でも一致した意見じゃったですね。この期に及んでまだその計画がないというのはどういうことじゃろうかと聞きよる。まー、課長の範囲じゃないじゃろうね。市長が答える。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） 暫時4時5分まで休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後 4 時 1 5 分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に続き会議を開きます。

先程答弁が残ってございましたけどよろしければ。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 私の方からお答えをさせていただきたいと思います。先程矢田部課長が説明しましたこの図面は、この全部色がついているところが計画区域。ですから平成 2 7 年度までの計画ということになります。で、先程お尋ねがあった於福ですが、この図面の中に於福はありません。ですから於福は入っていないということです。しかしながらですね県の方で汚水処理計画、県下全域のですね、それを持っておられます。それは各市、町、村は今ありませんけれども、その意向をふんで県の全体計画があります。これが平成 1 8 年から 5 箇年の計画ということです。この中にですね、於福は農業集落排水ということで記載がされているところです。しかしながらこの農業集落排水についてもこれからコスト、いつも私言いますけど費用対経費ですね、考えてもしこの下水の方がよければ下水の方でやるし、今の計画では農業集落排水になってますけれども、いずれの方向が良いか、時期がいつ頃が良いか、またそれについてはですね、そのへん大きな費用がかかることですから議会サイドとご協議をして方針を出したいというふうに思ってます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 最後に一言。この下水道計画図の色分けをですねもう一度よく整理して欲しいのはこの、しつこいようですけど大嶺町、大嶺東分区ちゅうて書いてあるところを中心にピンクが塗っちゃうけど、これ長ヶ坪の市営墓地の中心地なそいね。ここに家が建つってありえんわね、お墓は建つけど。だからもっと正確に 2 2 年度から具体的に可能性のある所はここなんだと、それから可能性のない所はほかの色で塗るなりしていただきたいということと、於福地区に関わる所は今の答弁で良くわかりました。ということで以下よろしくね。

委員長（荒山光広君） ほかに質疑はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 今南口委員の方から美祢地区っていうか大嶺地区、これ見ると伊佐、大嶺、今於福の話が出ましたが、の計画が色分けがしてある。この図面を出していただいた、お願いをした理由なんですけど、新しい町になってですね、新市全体の本当は計画が示して欲しかった。全体わかっているだけでですね、今例えば

この会計で収益的収支で確か使用料がですね起債の利子の償還にも満たない1億7,900万ぐらいな企業債の利息があって、使用料がですね1億5,600万ぐらいですから、これに対してですねあと資本的収支の方でも起債の償還と新たな企業債の起債と比べますとですね、これ償還の方がよっぽど大きい。あとですね何ページでしたかね55億ぐらいの、24ページですか、貸借対照表で24ページに、これ55億4,700万ぐらいな企業債の残高が実はあるわけです。今市長が言われるようにですね、ものすごい大きなこの下水の整備ということに投資がいるちゅうことですね。今のこの度から会計基準が変わってですね、自治体の健全化法っていいですか将来負担も含めて旧秋芳町はですね、何て言いますか連結決算をやった時の話をずっと我々してきたんですが、こういうあれでですね、新聞等で出たのはですね、放漫経営的なものも一つあるんですが、要するに箱物よけ作ったというのがあるんですが、2番目ぐらいにですね下水を本気でやったちゅうのがあるんですよ。下水本気でやって、要するに一般会計の繰り入れ非常に多額になってきているというの。ひとつですね、二つのお願いというか、あれがあるんですが、これですね今この下水を整備された状況で交付税で算定される部分がかかなりあるんじゃないかと思うんですよ。もしわかればそれを一つお示しを願いたいと思うのとですね、もう一つは今の南口委員の方からも出ましたように、今南口さんが言われたのはですね美祿のこと、で基本的にですね秋芳であるとか美東であるとかで、市長の言われるように農業集落排水にするのか、都市下水にするのか、あと合併浄化槽にするのか、で市民にわかりやすくですね、だから税の問題も都市計画税の問題もあると思うんですよ。ですからそういうのも含めてですね、全体をどういうふうに下水に関するインフラ整備っていいですか、それをですね全体的としてどういうふうに提供ができるのかっていう姿をですね示されるべきっていうか、我々も示して欲しいと思います。大変なことだろうと思うんですよ。財源がですねどこまで続くかというような兼ね合いみたいところが全体を考えたらあろうと思いますし、市長が言われるようにですね費用対効果ということ考えたらどこに何を持っていくのかっていうふうなことは大変な議論が、調整が必要だろうというふうに思うわけですけども、この事業のですね性格からしてですね、水道もそうなんですけども、ここにあってですね、ここはもうできませんというのはやはりないっていうか、厳しいと思うんですよ。ですから秋芳で言えばですね、別府地区に農業集落排水が

あって、あとは財源的なものも含めてですね、計画が立たない状況っていうのが本当だろうと思うんですね。ですから美東についても同じようなことが言えるんじゃないか。美祢市さんについてもですね、人家が密集している効率のいいところはこういうふうにしてなんとか金はいってもできる。だけでも離れていった場合ですね、周辺部になったらですね、おそらく手つかずというか、計画ないような状況じゃないかなというふうに思います。ですからですね、是非そういうふうな計画作りっていうか、市民に対してどの程度のそのあれが示せるかっていうことをですね全力をあげてやっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 安富委員も今ご質問の中でおっしゃいましたけども、非常にこの下水道にしる農業集落排水にしる大きな投資が必要になります。これは今この下水道事業のこの予算書の中にもありますように起債、借金として残っておる部分がほとんどです。ですから東京・大阪のようにですね、大都市で人口が密集しておるところであればその下水道の管100メートルに対して税は何万人という人が利用されておるということになります。ですから対費用効果非常に高くなりますけども、我々新美祢市ですね470平方キロ超えとる面積の中に3万弱の人口がおられるということですので、この下水道の管を引くという行為、非常に対費用効果の面で言えば悲しいですけども、非常に悪い状態になるということです。ですから皆様ですね、新生美祢市の市民の方々衛生的で安心をして暮らしていただけるように非常に潤沢な資金があればすぐにでもやりますよ、いうことができますけれども、美祢市会計本体をこかすわけにはいきません。ですから全体の資金の計画をきちっとしないとそれが実施できない。ですから今農業集落排水がいいか、下水がいいか、合併処理浄化槽の補助金で対応してもら方がいいかを含めてですね、それとさっきちょっと触れましたけれども汚水処理計画、県の汚水処理計画はですね平成23年に見直されるということです。これは県下全域でしょう。その時に当然この新生美祢もですねその中に入って行く形になりますので、その中できちっと将来的なですね絵図といいますか、構想を出していきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

委員（安富法明君） 交付税の件がわかれば。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、波佐間部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） はっきりと断定はできませんけれど過去の経験からちょっと申し述べさせていただきますと、公共下水道の事業に係る交付税はおおむね50%が交付税算定措置される、後年度措置されるというふうに記憶しております。それから旧美祢市の場合におきましては、平成8年から過疎指定を受けましてその後の事業につきましては起債額の半分については過疎対象となっておりますので過疎に対しては交付税算定があるということで、その全体での50%がかなり引き上げられているというふうに認識しております。以上です。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） そのほか質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） ここにですね美祢市の公共下水道計画図があります。これ美祢市の旧美祢市が中心に書かれてますけど、これ今後美東町と秋芳町これもつけていただければうれしいなと、それでそういった中で農業集落排水とかそういったところの部分を書いて、ちょっと違うかもわかりませんが、そういう施設がある図でですね、そういうものがあるとよりわかりやすいんじゃないかと思うんですね。そういうことで秋芳・美祢もあってですね、総合的にこの辺見ていけばいろんな面でものが見えてくるんじゃないかなとそのように思っております。それでこの事業認可ですね、平成23年までということでこれの23年まで毎年企業債として約6億円、本当財政厳しい中6億円毎年出していくっちゃうことは大変と思いますけれども、だいたい毎年、今年度、来年、再来年23年度まで認可されたところは大抵たい企業債を6億程度を発行するということでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 先程の岡山委員の質問ですけど、借換債を含めた額が6億ということですよ。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） そういうことでなかなか企業債6億ということで大変なところあるんですけども、なかなか市長としても苦しいところがあるんだなと思っております。あと先程から費用対効果とかこれを本当に美祢市全員につければいいんですけども、本当そういう面ではそういうわけにはいかないということで、あと農業集落排水とかそういう形で考えておられますけど、この平成23年以降27年ま

で一応計画があるということで、平成27年まで事業するんであればこの企業債も6億程度ずっと続くということでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） その事業にあわせて借りますので徐々に縮小されると思います。以上です。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第13号平成20年度美祢市公共下水道事業会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市表彰条例の制定についてを審査いたします。執行部より、説明を求めます。はい、波佐間総務部次長。

総務部次長（波佐間 敏君） それでは6月定例議会の議案書の方をお開きいただきたいと思います。議案書の14ページの1になります。それでは議案第14号美祢市表彰条例の制定についてであります。これは美祢市の発展に貢献し、顕著な功績があった方を表彰し他の模範として周知することで、周囲に対する更なる公益増進また更なる成果を督励することをすることを目的として制定するものであります。旧一市二町それぞれ表彰に関する制度がありましたが、それを新市においても新たに制定しようとするものです。第2条についてその表彰の内容等について記載しておりますが、ひとつ、自治行政に対し、その功績顕著であるもの。2、社会、公共のため多額の私財を寄附し、その功績顕著であるもの。3、産業、教育、文化、厚生その他公益事業に尽瘁し、その功績顕著であるもの。4、社会の模範となる著名な篤行のあったもの。5、その他特に表彰に値する功績が顕著であるもの。このいずれかに該当する時に市長がその功績に対して表彰を行うというものであります。この功労者表彰につきましては審査会を設け、市長がその審査会に諮問を

し、その答申に基づいて表彰を行うということで、第5条の方に記載しておりますが、毎年11月に表彰を行うというものであります。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） この条例の第1条、市の発展のためにと書いてあるんですよね。この時には旧美東・秋芳というふうに読み替えてもいいんですかね。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間次長。

総務部次長（波佐間 敏君） はい、それぞれの方の功績実績を評価して表彰を行う場合にその役職等に何年という要綱を今後作成するわけですけど、そういう場合に鑑みて当然過去の年数等を算定すべきであるというふうに考えますので、旧一市二町の経験年数等も評価すべきであろうというふうに考えております。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございます。それではこれより議案第14号美祢市表彰条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市行政改革推進委員会条例の制定についてを審査いたします。執行部より、説明を求めます。はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） それでは議案書15の1をお開きください。行政改革推進委員会条例の制定についてでございます。社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するために有識者によります民間手法等の導入及び市民の視点に立った行政運営の検討等を行う機関を設置することを目的としておるものでございます。委員の数としては12名としております。任期は2年としております。主な所掌事項といたしましては、委員会は市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するというふうになっております。以上ござ

います。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございます。それではこれより議案第15号美祢市行政改革推進委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号美祢市監査委員条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より、説明を求めます。はい、井上監査事務局長。

監査事務局長（井上真智子君） それでは議案書の16ページの1をお開き願います。美祢市監査委員条例の一部改正の説明をさせていただきたいと思います。現行の監査委員条例6条に決算証書類の審査がありますが、地方自治法第233条第2項では決算及び書類を監査委員の審査に付さなければならないとなっております。改正案として、まず地方自治法第241条第5項の基金の運用の状況の審査、地方公営企業法第30条第2項の公営企業の決算及び書類の審査に加えております。以上はいずれも従前から審査は行っておりましたが、条例に規定されておらなかったもので加えるものです。続きまして本会議でも出ておりましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年4月1日に施行されることに伴いまして新たに健全化法第3条第1項の健全化判断比率の審査及び健全化法第22条第1項の公営企業の資金不足比率の審査を加えております。これらの比率の公表にあたっては比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付してその意見を付けて議会に報告することが必要になりましたので、これらが審査に付された時は意見を付けて市長に回付するということを追加する改正案でございます。以上で説明を終わります。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございません

か。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございます。それではこれより議案第16号美祢市監査委員の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号美祢市総合計画審議会条例の制定についてを審査いたします。執行部より、説明を求めます。はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） それでは議案書の17の1をお開きくださいませ。これは美祢市総合計画策定審議会条例の制定についてでございます。すでに美祢市・美東町・秋芳町合併協議会で策定をされてまいりました新市基本計画の理念をしっかりと引き継ぐために、今から地方自治法第2条第4項によりまして基本構想を策定するようにしております。ついてはそれについての諮問機関を設置することを目的といたしましてこの条例を制定するものでございます。委員の数は35名以内、任期はこの計画を20年度と21年度の2年間で策定する計画にしております、任期は平成21年度の策定が済むまでということでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第17号美祢市総合計画審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号美祢市男女共同参画審議会条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） それでは議案書18の1をお開きくださいませ。これは美祢市男女共同参画審議会条例の制定についてでございます。男女共同参画社会の形成が大変重要なこととなっております。これに関する基本的なかつ総合的な事項を調査審議する機関を設置することを目的としております。その目的によりましてこの条例を制定するものでございます。委員の数は15名以内としております。任期は2年としております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第18号美祢市男女共同参画審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号美祢市副市長定数条例の制定についてを審査いたします。執行部より、説明を求めます。はい、波佐間次長。

総務部次長（波佐間 敏君） それでは議案第19号美祢市副市長定数条例の制定についてであります。19の1ページをお開きください。本条例は地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を1人とする条例を制定するものであります。以上です。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第19号美祢市副市長定数条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案13件につきまして審査を終了いたしました。その他、委員の皆さん、執行部の方から何かございましたらご発言をお願いします。古屋課長の方から美祢社会復帰促進センター立地に係る諸効果についての報告があるようでございますので先にこちらの方。資料配ります。はい、古屋地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） それでは先の本会議で高木委員より美祢社会復帰促進センターの立地に係る諸効果についてということでご質問があったということでございます。委員会がありますのでその席で詳しく話したらというようなことであったというふうに伺っておりますので若干時間をいただきましてご説明申し上げたいと思います。今お手元にA3の資料とそれからA4の資料2枚お配りしてございます。この委員会では4名の委員さん、旧美東町・秋芳町の委員さんおられると思います。旧美祢市の委員さんにおかれましてはセンターについてはですね、いろいろと勉強されておりますので重複して申し訳ないとは思いますが、もう一度ですね、だいたい概要について皆様にお示ししたいと思います。それではA3の資料からお願いいたします。美祢社会復帰促進センターの概要ということでございます。これは日本初のPFI事業ということでございますが、PFIといことは英語の頭文字でございます。原語はPrivate Finance Initiativeということで、日本語に訳しますと民営の資金を調達しての新しい試みというふうに訳すということになっておりまして、その頭文字をとりましてPFIということでございます。公共施設の建設、管理、運営費を民間の資金、経営能力及び人的能力を活用して行う手法ということになっております。場所は豊田前町麻生下10番地、敷地面積28ヘクタールになります。建築面積が2万5,200平米、延床面積が

4万7,400平米となっております。この中で収容対象といたしまして男女500人の受刑者を収容する予定でございます。この中に右側の方に書いてありますけれど、この中でちょっと特記しておることは、4番目の原則として他人の生命、身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじゃっ起していない、これが凶悪犯がないということでございます。それからですね左側にまいります、設置の背景等はまた読んでいただきたいと思います。誘致の経緯についてもいろいろ新聞報道でありますのでこのあたりは省略させていただきたいと思います。それから整備の運営ということでちょっとこの事業に説明させていただきますが、整備運営についてはですね社会復帰サポート美祿株式会社があたるということでございます。その前座にですね、この事業に応募したグループで落札者が美祿セコムグループ、真ん中の方に書いてありますが、これが消費税を入れまして517億円で向こう20年間、建設費、これから発生いたします管理費についての総額をこれで落札したものでございます。この美祿セコムグループにつきましては右下の方に構成企業ということでセコム、新日鉄エンジニアリング等の企業名が載っております。これが社会復帰サポート美祿というのを作っております、この中でですね、それぞれ今からいろんな収容業務、それから給食業務とかそういったものの管理していくということでございます。それぞれ社会復帰サポート美祿の方からこの事業の20年間分を毎年お金を受け取るというふうなことになっておるといふふうに聞いております。それではですね、A4の方の資料をちょっと見ていただきたいと思います。これはいろいろ資料がありますが、ごくごく簡単にとりまとめたものでございます。ちょっと資料を足りんと感じられるかもわかりませんが、全体をつかんでいただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。まず職員数ですね、全然なかった時に比べてこの促進センターが立地したことでどうなったかという観点から作ってみましたのでございます。まず市内の転入者、それから市内での雇用者、市外からの通勤者ということで国家公務員にあたる人が全部で125名と、これは4月15日の現在です。それからSPC職員と書いてあります。これも英語の頭文字でSpecial Purpose Companyという社会復帰サポート美祿の方の職員になるわけなんです、これが合計で255名ですね、市内の雇用者では109名ということでこれが雇用の創出につながっていると。それから市内の転入者が合計で143名でございます。これは人口増につながったということになります。の方に学校の児童生徒数

の推移ということで18年、まだこれが立地する前とそれから立地した後、豊田前小学校においては40名、これが1年経って稼働し始めまして16名ほど増えまして51名になっております。若干違うのは卒業とかいうのがありますので若干数字が動いておりますが、中学校においては3名ほど増えたということですね、全体で18年5月の時73名いた者が19年5月では90名になっておるということで児童生徒も増えております。それから の受刑者の現在の収容人数でございます。20年5月末現在ですね、それぞれ男性受刑者297名、女性受刑者319名の616名になっております。これは1,000名にはまだ間があるわけなんですけど、センター長等の話によりますと収容者については優良な収容者を選択しているということの数が少なくなってるというふうに聞いております。それから になります。刑務所の中に今までの刑務所の法律では民間でのいわゆる診療業務ですね、お医者さん、歯科、歯の方もございますが、それが民間の方が入るということはなかったんですけども構造特区ということでそれができるようになりました。それで平成20年度の運用予算というのが9,121万4,000円ということで、これは美祢市立病院と国の方との委託契約ということで、これだけの事業が増えたということにつながっております。その関係するところといたしまして美祢市立病院、それから美祢歯科医師会、山大的口腔外科、それから山口県の歯科衛生士の方も受託をさせていただいております。それから水道の使用量等についてでございますが、平成19年度の実績で使用量の水量が9万3,000立米ぐらい増えました。使用料金についても1,272万8,000円という数字があがっておりますが、まだまだ右肩上がりで上がっていく状況でございます。それからよく聞かれるそのどういった効果と申しますか、目に見える効果はどうかということなんですけど、地産地消ということでちょっとあげておりますが、食材とか日用品、理容、美容、LPガス、重油等といった産品が市内で調達されておるわけでございます。食材についてはすべてというわけにはどうもいってないようですね、市内の業者もこれに関連しております。日用品についても市内で調達できるものは調達しておると、理容については美祢市理容組合、美容については美祢市の美容組合がこれにあたっておると、LPガス、重油については市内業者がものにしておるようでございます。具体的な金額とか企業名というのはちょっといろいろ問題がありますのでここには書いてございませんけれども、そういったことで市内での消費が進んでいるということ

でご理解をいただきたいと思います。それから税の関係なってまいりますが、あそこの施設については固定資産税がかかるということでありますが、3年間は免除ということで、これは美祿市税条例の71条の3にそのことが書いてございまして、平成20年、21年、22年の3年間は免除ということで平成23年から課税されるということでございます。23年度の課税額の予定というのはちょっとわかりませんが、税務当局からの話によると、平成22年で試算してみたところだいたい2,800万円くらいの金額になるということですので、ちょっとそれより23年は落ちるかなと、その辺はちょっとわかりませんが、その程度の固定資産税が入ってくるということになると思います。それから法人市民税が19年度の見込みで665万2,000円、それからこの施設の立地によります個人の市民税の額がおおよそ2,000万円ということですね、19年度は見込んでおります。そのほかにここには書いてございせんけれども、国勢調査が22年に行われます。そういうことによりまして受刑者も人口にカウントされますので、その交付税というのが見込まれてくるということでございます。非常に荒削りな説明で申し訳ないとは思いますが、こういった効果があるということで、概略ということでご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長（荒山光広君） もし、質問があれば。

副委員長（高木法生君） 資料等、ご説明ありがとうございました。

委員長（荒山光広君） そのほか委員の皆様から何かご発言があれば。田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 最近ですね、その森時の県の雇用促進住宅が取り壊されるんじゃないかと、県がもう撤退するんじゃないかという話があるんですけど、その辺について詳しいことがもしおわかりだったら執行部の方でちょっとお願いしたいんですが。それとも単なる噂かですね。

（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） 執行部の方、今の件ではっきりしたことがわかればよろしくをお願いします。

市長（村田弘司君） 南口委員、非常に懇切丁寧な説明ありがとうございました。私が市長になってから今おっしゃったようなことは全く聞いておりません。

委員長（荒山光広君） はい、そのようでございます。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっとね、委員長にお尋ねなんですが、土地開発公社の1

9年度旧市町村三つの分と、それから美祢開発観光、もう一つは美祢農林開発、いずれも事業報告書が報告事項で出てるわけですよ。これ本会議では質問ぐらいはできるんですが議論をするというようなところはない、報告事項だからあくまでも我々は黙ってはいそですか、ていうのが普通なんじゃろうか、それとも何かこう聞いてもええもんじゃろうか。

委員長（荒山光広君） 私も勉強不足でその辺よくわかりませんが、報告事項というのは通常報告ということで委員会に付託されておりませんので、委員会では取り上げていないのが現状です。その辺で今後委員の皆さんからですねその辺の議論の場があるということであればまた議運等に諮って、扱いをですね。

（発言するものあり）

委員（竹岡昌治君） じゃあ、こじつけましょう。我々の所管事項である中に土地開発公社に対する利子補給というのが予算が組んでありましたんで、その関連でいうことでお聞きしたいと思うんですね。まず秋芳町の方は19年度で5千数百万の残ってたやつは20年度の予算で買い取るという提案がなされてですね、おそらく20年度の土地開発公社のどこかにこれが反映されているんじゃないかと。20年度ですね、予算書でのがちょこんとついてるんですよ。ついてるんですが、その事業収益を1億5,000万ほど組まれてるんですが、この内容をどうしようとされているというのもよくわかりませんし、それからもう一つはですね、これはおそらく土地開発公社といえども総会で承認された資料でないところには出てこないんだろうと思うんですが、秋芳・美東さんはちゃんと監査委員さんの意見書もついてるんですね。美祢市の関係だけはついてないんです。いわゆる第三セクターの方も監査意見書もついてないし、ですからその辺の整理をですねやっぱし今後きちんとすべきじゃないかなと思うんですね。今南口委員が言われたようにどこにどういうふうに規定されているのかていうのをちょっとお示しいただいてですね、監査委員さんの意見もいらないと、いうことになればそれでいいですし、それから20年度の予算説明もないまんまなんですね。予算審議する必要はございませんけど関連した我々の方で予算を審議するわけですので、それに関連してということでお聞きをしたいと思います。それからですね、もう一点はこれ条例のところ質問しようかなと思ったけど、今回たくさんの審議会の条例が出ました。それでもう一つ私の方から全体的なことでお尋ねをしたいと思うのはですね、たくさんの新市基本計画

の中にはいろんな計画策定をしなくちゃならん。例えば健康増進計画の策定ということに関連すれば今回の24号議案、それから男女共同参画の問題、それから都市計画マスタープラン等あるんですが、そのほかですねまだまだたくさんあるわけですね。これは所管が違うから黙ってたんですが、森林整備計画て言いますかね、それらもちょっと名称が変わった形で今回出てます。森林整備計画の策定という時に林業という言葉で出してあるからこれかなというふうに思ったんですが、あと中心市街地活性化基本計画、それから農業振興整備計画、そのほかですね取り上げていたらまだまだたくさん残っております。その中で一つだけ特にお聞きしたいのは観光振興計画の策定、これについてはいまいちょっと審議会もないままにどういうふうに取り組まれるのかなと。一般質問の時にあまりにも市長の答弁がよすぎちゃってですね、審議会に入りたいていうたら入れません、ご不満ですか、て言われたからそのまんまものをよう言わんやったんですが、特に観光振興計画については何らかの形で取り上げて行くべきじゃなからうかと。それともう一つはどなたかがおっしゃったんですが、行政評価システムの導入を検討するということはあるんですが、これについても何らかの形で今から取り組んでいかざるをえないんじゃないかなという気がします。何が言いたいかっていうと、たくさん今回そうした審議会条例ができながらまだまだたくさん残っているのを今後の予定としてどういうふうに取り組んでいかれるお考えなのかというのをお聞きしたいと。これその他で総合的に聞こうと思って条例の時に聞きませんでした、答えられればよろしくお願いをしたいと思います。

委員長（荒山光広君） それではまず土地開発公社の件。はい、兼重総合政策部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 美祢土地開発公社の監査でございますが、監査は実施しております。ちょっと今、日にちが出てまいりませんが、5月の中旬だったと思います。資料についてないのは確かにおっしゃるとおりだったかなというふうに考えております。以上でございます。（発言するものあり）

19年度の監査につきましては4月23日に実施をしていただいております。ただその報告書がついてないということでございます。（発言するものあり）

委員長（荒山光広君） はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） 確かに地方自治法には243条の3にはですね、「普通

公共団体の長は第221条第3項の法人について毎年事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。」と定めてあります。これについて必要な書類ということですね、今ちょっとそれが監査委員の証明と言いますが、それもつけるかどうかというのはちょっと今調べております。実際には今回のと言いますが、今まででも美祢市の土地開発公社の事業報告等にはつけてなかったように記憶しております。そのへん確認をしたいと思っておりますのでしばらく時間をいただけたらと思います。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 確認をするついでに、美祢市の土地開発公社というのは年に一回その決算書を報告すると、それから公社が先行取得する用地があればそれが予算計上されるか、もしくは大きな事業やる時に債務負担行為するかぐらいしか議論する余地がなかったんですね。ところがこれから先土地開発公社も含めながら予算全体、美祢市がほんとは関わってる予算全体を議員も把握をしながら精査して議論していくような時代に入ってきてると思うんです。特に地方自治法の改正の中で議員の権利や最初に言うたように常任委員会が議案を提案する権限も含めながらですね、議員の果たす役割が非常に重要になってきているのはあちこちの地方自治体が赤字で破綻していくという中に、執行部だけでなく議員の責務というのが非常に重要になってきているということだろうと思うんですね。前置きはさておいて、ここに資料で添付されているのに皆びっくりしたのは、例えば秋芳町のこの決算報告書を見ると少なくとも美祢市の理事、土地開発公社の理事なんかはほとんど職員いね。全部職員いね。理事長含めて。ところが秋芳町は議会からもきちんと議長が副理事長に参入しそれこそ議会や住民の代表としての議員の意見が反映されるようになっちゃう。ところが美祢市の事業そのものはある程度オープンにされるが、事業そのものの旧美祢の土地開発公社の事業の計画策定なんかの過程はほとんどタブーだったんですね。まして決算報告もさっき言われたように、秋芳町のように監査までついて報告がなされていると。ここのあまりにも情報公開という点では旧美祢市の土地開発公社の管理運営の仕方についてはやっぱりもう一度地方自治法等についてですね、法に照らしながらやっぱりもっと公開をしていくということ踏まえて資料の提供をしていただきたいと思います。とりあえず旧美祢市の土地開発公社の定款を私らも一度も手にしたことがないので、それも含めて提出をお願いをしたいと思

います。現土地開発公社理事長殿よろしいでしょうか。

委員長（荒山光広君） ただいま求められました資料について提出ができますか。

それではしばらく休憩、はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） もう一つ。休憩を取る前にお願いしたいのは、美東の土地開発公社のですね、十文字原の土地取得のところで支払利息が7,800万円だったと思うんですね、原価に加えられてるんですよ。これを今後、合併しましたからもう一つのものになりましたんで、本来やっばし土地の取得価格というのはその時の、企業会計というのはもともと取得原価主義ですから、その時に買った金額プラスその時に使った測量費だとか諸経費をプラスしたものが取得原価であってですね、その後その十数年間利息を足していくという手法、これはもうありえんと思うんですね。会計処理の仕方の中で。しかし監査委員さんは監査じゃない監事って書いてあるんですから理事監事ということでしょう。おそらくこれは適正であるという評価をしておられるんですね。今後これをどのようにしていくのか。このまんま塩漬けにするのかですね、あるいは利息だけをオンしてきたすべてのものに対して、今後少しずつでも一般会計で崩していくのか、その辺の基本的なちょっとお考えをお聞きしたいと思うんですね。それで休憩とっていただきたいと思います。

委員長（荒山光広君） 只今の質問、あわせて検討いただきたいというふうに思います。5時40分までとりあえず休憩したいと思います。

午後5時23分休憩

午後5時41分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に続き会議を開きます。先程の答弁について執行部の方よりよろしく申し上げます。はい、林部長。

総務部長（林 繁美君） すいません。まず公社の経営状況と言いますか業務について法的には議会に次の議会に報告するというところで、今回6月議会に報告したということになっております。先程のご質問にありましたように、協議する場がないということ、確かに法的には報告事項ということでみな済んでおるようです。ええ今まではこの総務企業委員会のその他の、旧美祢市であっても総務企業委員会のその他の方で議論されたという経緯にとどまっておるのは事実でございます。あの今ちょっと参考資料を調べておりましたが、この公有地拡大促進法の19条の関係

で、土地開発公社と設立団体の議会との関係というところをちょっとご説明したい
と思います。一応土地開発公社と設立団体と議会との関係、この公拓法及び地方自
治法によりまして議会の土地開発公社に対する監督について規定されておるとい
ような監督、議会の土地開発公社に対する監督について規定されておるとい
うような監督、議会の土地開発公社に対する監督について規定されておるとい
う解釈もなされておるようになっております。具体的には設立等に関します定款の変更等
についても議会の議決を要するというごことでございます。それと今の事業報告書で
監査委員の監査証明といいますが、付いてないというご指摘がありました。先程も
ご説明しましたように、地方自治法の243条の3、普通公共団体の長は毎年事業
年度その経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することで、その経
営状況の書類の中身について明記したものはありません。しかしながらご指摘よう
に経営状況ということであれば、私個人の考えですけど、やはり監査委員の証明
と、実際には理事会では監査委員の報告と言いますか、書面での提出は理事会には
示されております。(発言するものあり)

はい、あのおっしゃるとおりだと思います。あの今までが付けてないというのがい
かがかと思っております。(発言するものあり)はい、わかりました。

それと美東町の十文字原の件でございますが、支払利息7,800万円と、原価
に加算されておるこの取り扱いの考え方ということでございますが、今こうゆうや
り方ですと、簿価に反映されるということで、この土地の販売価格といいますが、
それに上乘せするような結果的になろうかと思えます。やはり理想的に考えれば今
旧美祢市がやっていたいておりますように利子補給等の方法が一番よろしいので
はないかと思えますが、この件につきまして今からでもまた検討を進めていき
たいと思えますし、また議会の方へもお諮りお願いするようになるかと思えます
ので、よろしくお願いいいたします。

委員長(荒山光広君) よろしいですか。観光振興計画の件につきまして答弁をよ
ろしくお願いたします。はい、林部長。

総務部長(林 繁美君) すいません。今後の今審議会とか協議会とかの設置の件
ですが、やはりこういった今回総務企業に付託されておりますような手法で設置を
していきたいと思っております。

(発言するものあり)

委員長(荒山光広君) はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今のご質問でございますけど、あの先の一般質問の時ですか
いね、総合計画と完全にリンクさせて新市の観光総合計画を作り上げたい。

委員（竹岡昌治君） そうおっしゃったですね。

市長（村田弘司君） 確かにおっしゃるとおり、100万の予算で動くとなると非
常にさみしいものが、可能性ががあります。私市長になりまして早急にこれ手につ
ける、ということでその入りこぐちの所の予算化をしているところであります。大変
申し訳ないですけど総合計画がありますね。新市の総合計画それとの兼ね合いがあ
りますから、一応これを先にやらしていただいて、ですからまた9月で補正等願
いする可能性があります。

委員（竹岡昌治君） もう1点。

委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 最後に時間をとって申し訳ないんですが、もう1点これも一
般質問の継続のまんまなんですが、実はなぜ土地開発公社のことも、事業計画まで
も申し上げたかということ、ご承知のように地方団体の財政健全化法ができましたで
すいね、でその場合にそのすべて連結で将来負担比率とか出さなくちゃあいけなく
なっているわけですから、今までの自治法上今調べたら報告でいいと書いてあるん
で報告以上のものはできないかもしれませんが、いずれ変わると思います。健全化
法が生きてですねえ動き始めた時に、ただ議会に対する報告だけでいいかという議
論が出てくるだろうと思うんです。これを今後そのもう少しどこかで議論ができれば
なと、その場が欲しいなというのが一つ、それからもう1点は、例の財政状況書
の公表の条例がございましたですね。これが5月と11月に公表するとなってお
るとゆうことで、まあ今度27日に議会と執行部とがこれについての勉強会という
か協議会というか擦り合わせをして、今年から9月議会に決算承認を受けるという
ような運びになるんじゃないかなと思うんですが、あの一般質問の時にそれ以
上のことは申し上げませんでした。で1、2、3と三つあったと思います。その中
で歳入歳出の予算執行状況と書いてありました。従ってさっき申し上げたように健
全化法からすれば、三セクも土地開発公社もそれから企業会計も全部網羅してい
かなければいけないと思うんですね。そうすると、やっぱり予算主義と決算主義の
会計が二つあるわけですから、一方しか載ってないとゆうことで、またこれもでき
れば9月議会にでもできるだけそうした健全化法に即した改正をされるお考えがある

かどうか、本会議場ではさっき申し上げたように、申し上げませんでしたがお答えいただければしていただきたいし、まだ検討中なら結構でありますけれど。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今竹岡委員がおっしゃたこと本当に今国がですねえ、地方にかかる体制の健全化を出しまして、これに必ず乗らなくてははいけません。今年はまだ試行段階ですけど、やはり今年からもうきちとした形で対応を求めると。この間申し上げました自治財政局長、国のですね。直接私がお聞きしました。ですから対応したいと思います。

委員長（荒山光広君） そのほかご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ないようでしたら、これにて本会議を閉会いたしますけれども、先程ちょっと提案もございましたように、水道料金等の調査研究もございます。したがって本委員会は閉会中といえども本委員会所管にかかわります事項について引き続き調査研究することを議長に申し出たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） ありがとうございます。それでは長時間ご審査、ご協力誠にありがとうございました。また執行部の皆さんには時間を超過いたしまして大変ご無礼いたしました。以上をもちまして総務企業委員会を終了いたします。お疲れでございました。

午後 5 時 5 6 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 2 0 年 6 月 1 8 日

総務企業委員長

荒山光広